

令和7年度 事業計画書

山北つばらの公園



公益財団法人 神奈川県公園協会

事業計画書（目次）

1 サービスの向上

- (1) 「指定管理業務実施にあたっての考え方、運営方針等」・・・計画書 1 p.1
- (2) 「業務の一部を委託する場合の考え方、業務内容等」・・・計画書 2 p.7
- (3) 「施設の維持管理」・・・計画書 3 p.9
- (4) 「利用促進のための取組」・・・計画書 4 p.18
- (5) 「自主事業の内容等」・・・計画書 5 p.28
- (6) 「利用料金の設定・減免の考え方」・・・計画書 6 p.29
- (7) 「利用者対応・サービス向上の取組」・・・計画書 7 p.30
- (8) 「日常の事故防止、緊急時の対応」・・・計画書 8 p.36
- (9) 「急病人及び新型コロナウイルス等への対応」・・・計画書 9 p.43
- (10) 「災害への対応（事前、発生時）」・・・計画書 10 p.46
- (11) 「地域と連携した魅力ある施設づくり」・・・計画書 11 p.54
- (12) 「人的な能力、執行体制」・・・計画書 12 p.59
- (13) 「コンプライアンス、社会貢献」・・・計画書 13 p.66
- (14) 「事故・不祥事への対応、個人情報保護」・・・計画書 14 p.73

計画書 1 「指定管理業務実施にあたっての考え方、運営方針等」

（１）指定管理業務全般を通じた団体等の総合的な運営方針、考え方

●「より良い公園運営」のための強い使命感と不断の努力

私たち、公益財団法人神奈川県公園協会（以下「当協会」）は、設立以来 40 年以上、「みどり・環境の保全」「県民の健康・福祉」「地域社会の発展」のため、県立都市公園の管理運営をはじめ、公益性・公共性の高い事業を実施してきました。

県立公園への指定管理導入以降は、民間セクター（企業等）と切磋琢磨し、また、連携しながら「利用者サービス向上」「地域との連携（地元貢献）」「経営の効率化」などを積極的に行い、県のモニタリング結果を含め、各方面で高い評価を頂いています。

当協会は、県立都市公園の指定管理業務にあたっては、次の方針に基づいて、県民共有の財産である「公園」をより良いものにしていくことを第一に考えています。また、地域（自治体・企業・団体・住民等）とのパートナーシップを大切にし、地域や人々の心を豊かにするとともに、地域の貴重な資源（自然・みどり・歴史・伝統・文化など）を「次世代」に引継いでいきたいと考えています。

そのため、長年の公園管理等で培ってきた、豊富なノウハウ、経験、ネットワーク（人材・団体等）を最大限に活用していきます。

平等、安全・安心、快適な利用環境の提供

- ・県の財産として、県民に「安らぎの場」や「楽しく活動できる機会」を提供
- ・公の施設として、誰もが平等で、安全・安心・快適に利用できる環境を整備

効率的・効果的、かつ持続可能な管理運営

- ・常にコスト意識を持ち、効率的・効果的な管理運営
- ・施設や人材を貴重な資源ととらえ、将来にわたり持続可能な運営

県や地域への貢献（より高い公益性の発揮）

- ・社会ニーズや県の施策に応じ、地域や関係団体と協力し、地域社会の発展に貢献

●「社会課題」への積極的な対応

上記方針に加え、昨今は、社会の諸課題（少子高齢化、感染症対策を含む防災ニーズ、インバウンドを含む観光振興など）に効果的に対応するとともに、「持続可能な開発目標（SDGs）」「未病対策（健康寿命の延伸）」「ともに生きる社会かながわ憲章（共生社会の推進）」など、県の重点施策の具現化に注力しています。特に、県とパートナー協定も締結した SDGs の取組を積極的に推進していきます。こうした取組を通じて、公園の持つポテンシャルを最大限に引き出し、県立公園の「社会インフラとしての価値」を高めるとともに、「地域社会の持続可能な発展」につなげていきます。

●「地域との関係づくり」の強化 ～「地域の活性化」への貢献

県内全域で公益的な活動を行う当協会ならではの使命と強みを活かし、次のように「地域との連携」の強化に取り組んでいます。引き続き、公園はもとより、公園周辺の「地域の活性化」（観光振興、経済発展等）に積極的に貢献していきます。

- ・地元造園業組合と包括協定：辻堂海浜公園、相模原公園等において締結
- ・国の「ガーデンツーリズム登録制度」への登録：恩賜箱根公園、沼津御用邸記念公園をはじめとした皇室ゆかりの公園との連携
- ・地元鉄道会社との広報連携：〇〇〇〇との連携 等

(2) 公園固有の価値や特性を踏まえた管理運営方針

ア 本公園固有の価値・特性について

本公園は、平成 29 年に開園された県立公園として最も新しい公園です。富士山をはじめ、近隣の大野山、丹沢山系、足柄平野、相模湾などの雄大な景観に囲まれ、園内にはサクラ・ツツジ・モミジなど、四季折々の花木が咲き誇り、多様な野生の動植物も生息する「美しい景観」と「豊かな自然環境」が織りなす天空の丘のような公園です。

園内の「鐘ヶ塚砦跡」は、周辺の史跡（河村城跡等）と合わせて「地域の歴史」を学べる場にもなっているほか、憩いの空間である「芝生広場」や、子どもたちに人気のアスレチックや多様な遊具が設置されるなど、地域の魅力が体験できる「憩い・活動・交流の場」として整備されています。

また、地元山北町では、人口減少・高齢化を背景に、「町民力・地域力」、「若者定住・子育て支援」を重点プロジェクトとして掲げ、自然や伝統文化を生かした祭りやイベントを通して、地域のつながりを深め、交流人口の増を目指す取組や、町外に居住する若者に対し地域づくりや、地場産業体験の場を提供し UJI ターンを促進する取組などを重点的に推進しており、本公園に地域活性化や交流拠点としての役割が期待されています。



さらに、本公園は、神奈川県県西地域活性化プロジェクトで「未病いやしの里の駅」に位置付けられ、本公園のある山北町は「森林セラピー基地」に認定されているなど、「未病改善の地域拠点」としての役割も担っています。

山北町は、道の駅「山北」、丹沢湖、洒水の滝、多くのキャンプ場、温泉宿など、観光資源も豊富であり、2027 年には新東名高速道路「(仮称) 山北スマートインターチェンジ」の開通が予定されるなど、本公園は遠方からの利用も期待できる立地です。

開園後も、自然環境の中の都市公園として、「自然」と「利用」の調和を図りながら、整備が進められており、県西地域はもとより、首都圏のオアシスにもなりえる魅力を有しています。

イ 本公園の主な課題について

● 情報発信の強化、地域情報の収集と発信

本公園の認知度の向上や公園までのアクセス方法を周知するなど、多くの方に知っていただき、利用していただくための情報発信の強化が求められています。

また、地域を含めた自然、歴史、登山、観光等の情報収集・発信を行うなど、地域の情報発信拠点としての機能の確保が求められています。

● 安全・安心かつ快適な利用環境の確保

安全・安心に利用できる場として、多様な遊具の適切な点検と安全利用の徹底、災害に備えた樹林の安全管理、斜面地における土砂流出防止対策、ヤマビル、シカ等の害獣対策、社会的な課題である新しい生活様式に対応した管理運営が求められています。

また、快適な利用環境を提供するため、公園のシンボルとなるマメザクラ、ツツジ類の管理や芝生の保護育成のほか、新規公園としての清潔さの維持、長時間滞在していただくための飲食サービスの提供、繁忙期の駐車場の混雑緩和対策等が必要です。



ゴールデンウィークの臨時駐車場利用状況
(2023.5.4)

●若い世代も含めた地域ネットワークの形成（参考：県西地域活性化プロジェクト）

山北町を含む県西地域の人口が減少傾向にあり、特に若い世代や子育て世代のシビックプライド※の醸成を通じた地域を支えるネットワークの形成が課題となっており、本公園においても若い世代も交えた地域の憩い・活動・学び・交流の場としての活性化を図るため、地域ネットワークの形成や地域協働による取組を行うための基盤づくりが求められています。 ※住民の地元地域に対する誇りや愛着心

ウ 公園固有の価値や特性を踏まえた管理運営方針

（ア）管理運営方針の策定にあたって

●将来を見据えた管理運営の「基盤づくり」～「当協会の強み」の発揮

本公園は、開園して間もないこと、また、指定管理者制度に移行することから、改めて、将来を見据え公園を育てていくための「基盤づくり」に取り組むことが重要であると考えています。

当協会は、これまで新規に開園された多くの県立都市公園の管理運営を行ってきました。これらの公園について、県の整備方針を踏まえ、創意工夫をしながら中長期的な視点により育ててきました。

「基盤づくり」の視点

- ・効果的な維持管理体制の確保（安全・安心・快適性の確保）
- ・多くの利用を促進するためのプログラム等の構築（見どころづくり、憩い・活動・交流の場づくり、多様な広報戦略）
- ・防災機能の維持・向上を図るための体制整備（防災体制の構築、備蓄品等の配備）
- ・地域団体等との協働体制の構築（維持管理・利用促進・防災等における連携、地域活性化）等

本公園においても、恵まれた環境の維持・向上を図るとともに、利用者の声や社会環境の変化を的確に捉え、地域や関係機関と緊密に連携しながら、憩い・活動・交流の場としての基盤づくりに取り組みます。

（イ）本公園の管理運営方針

本公園の固有の価値・特性・課題を踏まえ、以下のキャッチフレーズの下、3つの“つくる”を柱として設定し、本公園を中長期視点により育成していくための基盤づくりに取り組みます。

また、地域の情報発信拠点として多様な地域団体等との連携体制を構築し、公園と地域の魅力や情報を県内外に幅広く発信するなど、より多くの方に、身近に感じていただける公園となるよう取り組みます。

県民をはじめとする利用者の皆さまが、本公園での活動を通じて新しい発見や感動を味わい、より健康で豊かな生活を実感し、持続可能な社会づくりに貢献できるよう適切な管理運営を行います。

より多くの人が集う 天空のアクティビティパーク

～雄大な眺望と豊かな自然・歴史をより身近に～

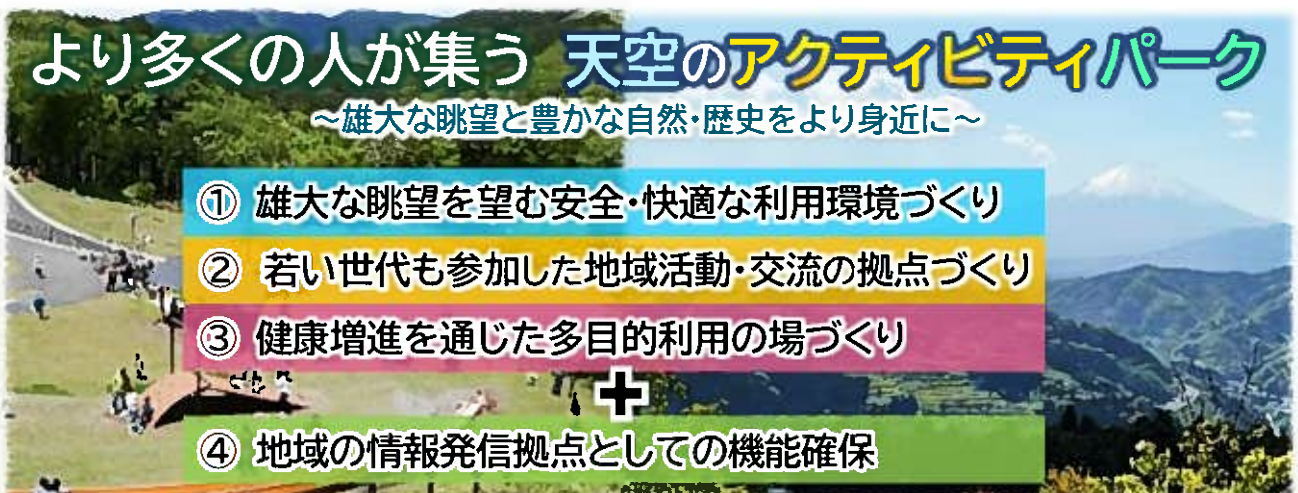
① 雄大な眺望を望む安全・快適な利用環境づくり

② 若い世代も参加した地域活動・交流の拠点づくり

③ 健康増進を通じた多目的利用の場づくり



④ 地域の情報発信拠点としての機能確保



① 雄大な眺望を望む安全・快適な利用環境づくり

● 高原を彷彿とさせるような非日常性を味わえる空間づくり

本公園から望む富士山、大野山や西丹沢の山並み、足柄平野、相模湾の雄大な眺望や広大な樹林地と芝地など、豊かなみどりと自然に恵まれた環境を活かし、「高原」を彷彿とさせるような、非日常性を味わえる空間づくりに取り組みます。

また、サクラ、ツツジ等の花修景による見どころづくりのほか、地域と連携した茶畑管理等、豊かな自然環境の保全と快適な緑地空間の確保に取り組みます。

● 安全安心で快適な利用環境の提供

憩い・活動・交流の場として、子どもから高齢者、障がい者などの誰もが安全・安心・快適に利用できるよう、多様な遊具、樹林地、土砂流出防止等の安全対策を図るほか、ヤマビル・シカ等の害獣対策、新しい生活様式への対応等に取り組みます。

また、新設公園としての清潔さを維持するための基準以上の管理や、長時間滞在していただくための地域産品を中心とした飲食サービスを提供、さらには駐車場の混雑緩和や周辺道路の渋滞対策に取り組むなど、快適性の向上に取り組みます。

なお、本公園の自然環境に配慮（五感で自然を感じられる環境の維持。生息する野生動物等に配慮）するため、バーベキュー場等の設置は提案せず、利用者等から要望があった際には近隣の施設等を案内します。（今後、県が設置する場合は、適切な管理運営を行います。〔茅ヶ崎里山公園等での管理運営実績有〕）



さくら山展望広場からの眺望

【主な取組】

- ・サクラ、ツツジの咲き誇る景観づくり ・各展望広場等への望遠鏡の設置
- ・多様な遊具ごとの安全対策、ヤマビル・ダニ・獣害・ナラ枯れ対策
- ・駐車場の混雑緩和等のため、近隣に「臨時駐車場」を開設することを山北町と連携し検討

② 若い世代も参加した地域活動・交流の拠点づくり

「人生 100 歳時代」を見据えた高齢者の交流機会の向上、「ともに生きる社会かながわ憲章」を踏まえた障がい者の活動の場の充実など、インクルーシブな利用環境を確保します。また、「県西地域活性化プロジェクト」を踏まえ、若い世代のシビックプライドの醸成を通じた地域ネットワークの形成（情報共有・広報連携・協働事業等）に取り組みます。

具体的には、山北町をはじめ、[redacted]等、様々な団体等との協力体制を構築し、本公園に訪れる多くの子育て世代等の参加を促進しながら、地域の活動・交流の場としての拠点づくりに取り組みます。

また、こうした地域団体等と一体となり山北地域の魅力を発信し、県内外からの利用を促進していくほか、都会の若い世代等が山北地域に興味を持ってもらい、活動意欲を醸成できるような仕組みづくりを行っていくなど、地域の活性化にも積極的に取り組みます。

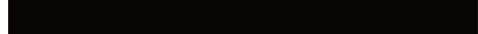


多様な世代が参加した木工教室
（山北つぶらの公園まつり）

【主な取組】

- ・地域と創るイベントの開催（公園まつり等）、地域提案型のイベントの受入システムの構築
- ・自然や歴史資源を活用したプログラムや安全登山教室等の開催を通じた活動・交流機会の向上
- ・学校、企業、福祉施設等の活動の場としての利用を促進

③ 健康増進を通じた多目的利用の場づくり

本公園が「未病いやしの里の駅」に位置づけられていること、山北町が「森林セラピー基地」として認定されていることから、と連携した、心身の健康づくりを推進するためのプログラムづくりに取り組みます。

また、大野山や丹沢地域に訪れるハイカーが本公園に立ち寄ることも多いことから、本公園が丹沢地域におけるハイキングの一拠点となるよう利用を促進するほか、県西地域活性化プロジェクト「県西地域サイクリング」と連動したサイクリング利用を促進するなど、本公園の特性を活かした魅力づくりや、多様な利用を促進するための基盤づくりに取り組みます。



山北地域における森林セラピー®体験教室
(主催：山北町森林セラピー運営協議会)

※ハイキング、サイクリング利用を促進することで期待できる効果

本公園へのアクセス方法は主に自動車であるため、徒歩や自転車でのアクセスも促進することにより、利用者の「健康増進」と「CO2削減」効果を高めることも期待できます。

【主な取組】

- ・地域の団体等と連携した園内の森林セラピー®コースの設定や体験プログラムの実施
- ・ハイキングの拠点づくり（大野山への新たなハイキングコースの設定等）
- ・サイクリング利用の促進
- ・園内散策ルートの設定（様々な来園者を想定したインクルーシブな散策コース）

④ 地域の情報発信拠点としての機能確保

本公園の認知度の向上と、より多くの利用を促進するため、県内、首都圏、隣接する静岡県への広報を行うなど、情報発信に取り組みます。

また、山北町等との協力体制を構築し、地域の自然・歴史・文化・登山・観光等の情報を収集・発信するなど、地域活性化に取り組みます。

情報発信ツールとして、SNS等を効果的に活用し、興味深い情報を広域かつ高頻度に発信することにより、より多くの方に情報を届けます。また、本公園の恵まれたロケーションを活かし、山北町のフィルムコミッションと連携を図りながら「ロケ地」としての利用を働きかけ、本公園や地域の認知度を高めていくよう取り組みます。

パークセンターにおいては、地域のインフォメーションとして、対面での丁寧な案内を行うほか、地域の憩い・交流拠点として、地域の自然や歴史に関するパネル展や座学を実施するほか、安全登山教室等を開催するなど、機能向上に取り組みます。



【主な取組】

- ・地域の行政機関、関係機関と情報を共有するためのネットワークの形成
- ・「地域のインフォメーション」としてのパークセンター機能の発揮
- ・山北町のフィルムコミッションと連携した「撮影ロケ地」としてのアピール

(3) 利用者や地域住民、環境等に配慮した管理運営方針

ア 「利用者」に配慮した管理運営方針

●「平等な利用」の確保

子供から高齢者・障がい者・外国人等の誰もが、そして、地域団体をはじめ様々な立場の方が利用されるため、関係法令や利用ルール等を遵守し、「公益財団法人としての使命」に基づき、平等な利用を確保します。

●「多様な人々」にとって安全・快適な利用環境づくり

安全で快適な利用環境の提供と積極的な情報発信を行い、より多くの人々に利用していただけるように取り組むとともに、障がい者や高齢者など、多様な人々にとって利用しやすい施設とするため、ソフト面においてインクルーシブな利用環境づくりに取り組みます。

●「利用者の満足度向上」への努力と工夫

公園は「まずはおお客様（利用者）にとっての施設」との考え方を第一にして、現地スタッフをはじめ関係者全員が常にその意識を共有し、「利用者の満足度向上」を図るため、日常的に努力と工夫に取り組みます。

イ 「地域住民」に配慮した管理運営方針

●「地域住民の声」を反映した公園づくり

公園の指定管理では「地域との関わり」が非常に重要であり、そのために、利用者や地域住民の声を気軽に伺える手段や環境を整え、その声を業務改善に反映していきます。また、指定管理者（当協会）も、地域社会の一員として、地域との協力体制を構築し、「地域一体の公園づくり」を進めます。

●多様な世代にとっての「地域活動の拠点」づくり

本公園が、子どもから高齢者、障がい者など、多様な人々が憩い・活動・交流の場として活用していただくとともに、本公園の利活用を通じて「地域貢献」が図れるよう、積極的にサポートします。

●「地域の雇用・経済」への貢献

本公園の指定管理にあたっては、「スタッフの雇用」や「調達」（各種業務の委託や物品購入等）などを通じて、「地域経済の活性化」に貢献できるよう、最大限の取組を行っていきます。

ウ 「環境」に配慮した管理運営方針

●「本部の独自システム」を通じた環境対策の徹底

当協会では、以前より、エコアクション2.1に準じた「環境マネジメントシステム」を独自に構築しており、環境対策（省エネ、ゴミ削減等）の各種取組において、PDCAサイクルによる管理を徹底しています。本公園の管理においても当システムを厳格に運用しながら、環境や生物多様性に配慮した公園づくりに取り組みます。

●「地球温暖化対策」（特に温室効果ガス削減）の推進

昨今の「地球温暖化対策」や「SDGsの取組」も踏まえて、協会本部や本公園の管理運営において、出来る限り、温室効果ガス（主にCO₂）の削減に向けて取り組みます。特に再生可能エネルギーの利用促進に努めます。

●「資源循環」への重点的な取組

本公園の管理運営において、樹林地等での「発生材の園内での活用」（マルチング等）をはじめ「資源のリサイクル」に取り組みます。また、地域（NPO・企業等）とも緊密に連携しながら、「貴重な森林資源」を守り・育てていくための環境教育の実施（体験プログラム等）にも取り組みます。

<令和7年度の実施内容>

- ・将来を見据えた管理運営の「基盤づくり」に取り組む（各取組は計画書2以降参照）

計画書 2 「業務の一部を委託する場合の考え方、業務内容等」

(1) 当該公園の管理基準等を踏まえた効果的、効率的な委託の考え方

常に安全で快適な施設管理を実施するためには、公園の特性を熟知した職員による管理が効果的、効率的であるため、直営でできめ細やかな維持管理を行うことを基本にします。一方、法令等に基づく業務、専門技術・資格・特殊な機器類を要する業務、危険を伴う業務等は、外部委託します。また、繁忙期には、効率性の観点から直営の補助となるよう管理業務についても外部委託するとともに、日常業務の中で、障がい者の就労支援に資する業務についても、できるかぎり支援施設に委託します。

※植物管理等の直営作業にかかる人件費は付属資料「ア 収支計画書」「人件費」に計上しています。

【具体的な委託業務内容】

区分	管理項目	管理内容	業務内容	理 由	委託先
植物管理	高木管理	枝下し・枯損木処理	樹勢悪化木・支障枝の除去	高所作業で危険を伴うため	地元建設業者
			災害時の土砂災害、倒木等の処理	迅速な対応を要するため	
	芝生管理	芝生根の養生	エアレーション	特殊機器を要するため	専門業者
	草地管理	除草	法面の除草	繁忙期の効率的な管理	F
	茶園管理	茶園管理	除草、刈込など	専用機材と技術が必要であるため	
施設管理	警備業務	機械警備	機械警備	免許・専門的技術を要するため	専門業者
		建物及び巡回警備	年末年始の建物及び巡回警備	免許・専門的技術を要するため	専門業者
	法定点検定期点検	遊具施設・建築設備 電気工作物・消防設備等	電気事業法や建築基準法・遊具指針による法定点検等	法律の定めに基づき実施	専門業者
清掃管理	設備清掃	施設・建物等清掃	浄化槽、受水槽、パンプタンク等清掃	専門的技術を要するため	専門業者
	ゴミ処理	一般・産業廃棄物処理	一般・産業廃棄物運搬処理	免許が必要な専門業者	専門業者
	トイレ清掃	トイレ清掃	園内トイレ清掃	効率的な管理のため	L
修繕	施設等修繕	施設等修繕	園内全般の施設修繕業務	専用機材と技術が必要であるため	専門業者
運営管理	情報発信・PR活動	情報発信・PR活動	ホームページの修正等	専門的技術を要するため	専門業者
	イベント補助業務	イベント補助業務	公園まつり等の準備作業	専門的技術を要するため	L
その他	自動販売機	設置・管理	飲料等の販売	専用機材と技術が必要であるため	専門業者
	ケータリング	現地受付・運営	軽食等の販売	地域活性化のため	地域団体等

ア 委託先の選定方法

- ・競争性・透明性・公平性の確保と業務の品質確保に十分配慮して公募型競争入札を基本とします。
- ・公益財団法人神奈川県公園協会会計規程のほか、競争入札設定委員会関係諸規程により選定の手順や条件を明文化しています。
- ・専門性の高い一部の業務を除く全ての業務について、地元を優先する地域要件を設定します。
- ・県の入札手続きを参考に募集開始から入札まで一定期間を設け、募集内容を協会のWeb ページ掲載や公園内掲示、専門新聞紙面に掲載し広く公表します。
- ・委託先は、原則、県の競争入札参加資格者名簿に登録があり、業務に必要な免許・資格や豊富な業務実績を有することを条件とします。
- ・暴力団排除条例や労働関係法令等を遵守し、社会保険料や事業税等を適切に納付している者から選定することで委託先の信頼性や業務の水準を確保します。

【選定に関する規程】

- ・公益財団法人神奈川県公園協会会計規程
- ・競争入札参加要件等設定委員会要領
- ・競争入札参加要件設定に係る基準
- ・指名業者選定基準

イ 県内（地域）企業への委託の考え方

- ・地域の企業はその地域に精通していることで、迅速、かつきめ細かい対応が可能です。また、地域経済への貢献や地域連携の視点からも、県内企業へ発注します。
- ・地域雇用の確保、社会的ニーズへの対応の観点から地元のシルバー人材センター、非営利活動団体、障がい者就労施設等の活用を図り、県内（地域）の中小企業等（「神奈川県中小企業・小規模企業活性化推進条例」第2条に定める者又は準ずる者）の力を活用します。
- ・その中で、XXXXXXXXXXへ高木管理など高度な業務を委託するなど地域団体との連携強化に引続き取り組みます。
- ・さらに、当協会が毎年度定める「障害者就労施設等からの物品等の調達に関する方針」に基づき、地域の障がい者就労施設等からの物品等（物品及び役務）の調達、同施設等の生産物の販売場所として公園を提供することなどにより、障がい者の自立支援に引き続き取り組みます（公園協会全体実績：令和元年度調達目標 8,500 千円、実績 8,784 千円）。
- ・災害時の緊急土砂災害や倒木等の発生時の処理については、県と災害協定を締結している業者と、指定管理者としても連携し迅速な対応を図ります。

＜令和7年度の実施内容＞

- ・法律等に基づく業務、専門技術・資格・特殊な機器類を要する業務、危険を伴う業務等の委託

計画書 3「施設の維持管理」

(1) 公園の特性と課題を踏まえた維持管理の考え方

ア 本公園の特性と維持管理における課題

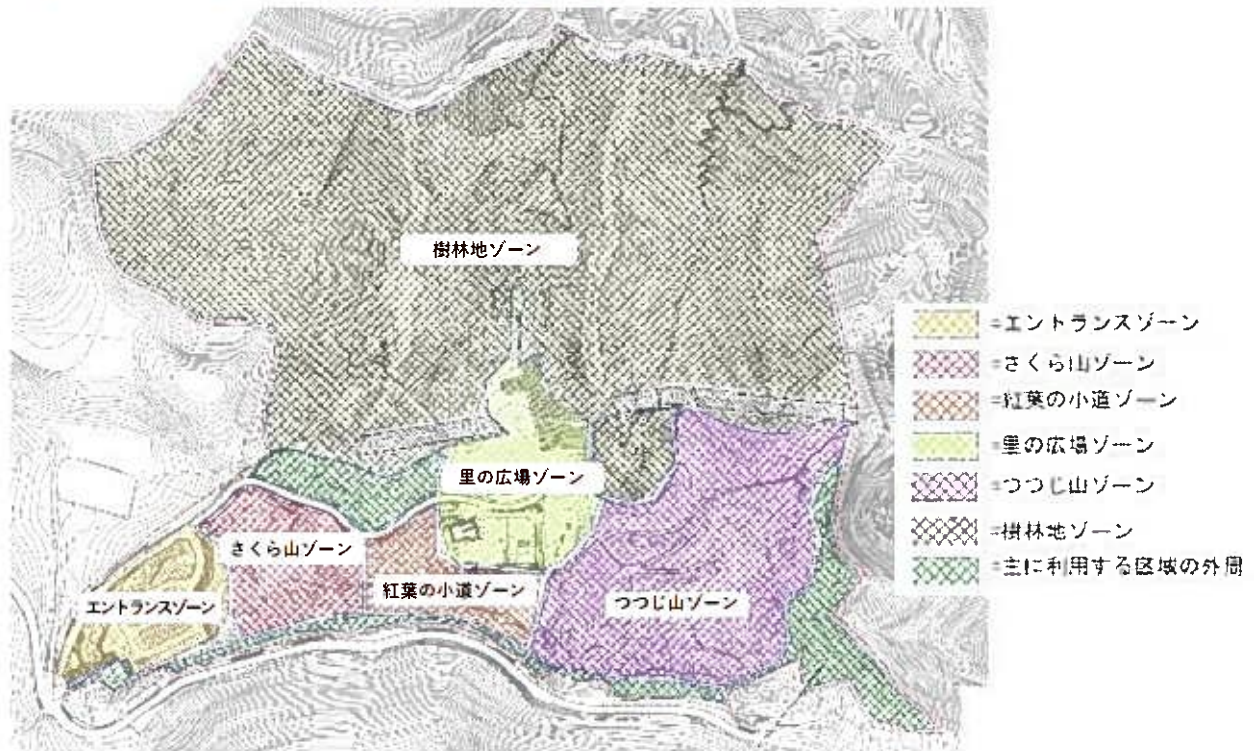
本公園は最高位 432m の山間部の頂上一帯にあり、富士山や大野山、相模湾等への眺望に恵まれている一方、各展望広場から滝のある沢まで標高差 150m の起伏のある地形を有し、また、台風や“丹沢おろし”等の風雨の影響を受けやすく、厳しい気象条件下にあります。このため、勾配のある園路や階段での水みちや土壌流出の防止、大部分を占める樹林地の自然散策路での危険木除去などが課題となります。また、公園の魅力の一つであるアスレチックをはじめとする様々な遊具における安全管理も求められます。

さらに、各展望広場を中心に植栽されている約 80 本のサクラや計 3,700 本のツツジ類も公園の魅力であり、これらの健全な開花や生育環境の改善も課題として挙げられます。

ゾーンごとの特性及び課題は以下のとおりです。



階段による土壌流出防止



(ア) エントランスゾーン

公園入口のエリアであり、駐車場の利用がメインとなる。駐車場からは富士山の雄大な眺望が望め、来園者の憩いの場所となっている。

管理上の課題

▶公園の顔として、周辺の景観と調和した明るく華やかなイメージで修景を行うことが求められることから、駐車場周辺の花壇プランター等を含めて植栽管理を継続して、適切に行う必要がある。



(イ) さくら山ゾーン

ゾーンの中心部にある展望広場は、つつじ山展望広場と並んで本公園内で最も標高が高い場所にある。芝生の広場となっており、富士山や大野山への雄大な眺望を望むことができる。斜面地には各種の桜が点在して植栽されている。

管理上の課題	▶ 各種の [] 生育不良及び開花不良が発生している。 ▶ 芝生広場は、芝の痛みや雑草の侵入が発生 ▶ [] 課題	
--------	---	--

(ウ) 紅葉の小道ゾーン

樹林地内に整備された小道と道沿いにヤマモミジやアジサイが植栽されている。また、比較的まとまった面積のシャガの修景も魅力のひとつ。

管理上の課題	▶ 樹林地内に整備された小道であるため、適度な樹木剪定等により、日照を確保し、ヤマモミジやアジサイの健全な育成が必要。 ▶ シャガ植栽地の中に [] 雑草の侵入が目立っている。	
--------	--	--

(エ) 里の広場ゾーン

パークセンターや遊具等があり、多くの利用者が集まるメインゾーン。広い面積の芝生の中に遊具が点在し、子どもたちが走り回れる広場もある。

管理上の課題	▶ 園路下の広場等で芝の痛みや雑草の侵入が発生。健全な芝地として維持していくための管理が必要。 ▶ シンボルツリーのマメザクラの老木化と生育不良も課題。	
--------	---	--

(オ) つつじ山ゾーン

西側斜面は、ミツバツツジやヤマツツジがまとまった面積で混植されている。広場東側からは足柄平野と相模湾への雄大な眺望が望める。

管理上の課題	▶ [] ツツジ類の生育不良・開花不良が見られる。 ▶ 東側は、[] 樹木管理が必要となる。 ▶ [] 雑草の侵入と繁茂も課題。	
--------	---	--

(カ) 樹林地ゾーン

園内の大部分を占め、樹林地内にはトチヤ沢まで下りる2本の自然散策路がある。シカやイノシシ等の野生動物が生息するため、樹林地に立ち入る際には防護柵の扉を開けて入る形となる。

管理上の課題	▶ 広大な樹林地内に整備された自然散策路周辺で枯損木・枯れ枝が発生している。
--------	--

▶シカ等による部分的な柵の破損や園内への侵入が発生している。 ▶沢に下りる急勾配の園路や階段における安全管理（園路の水みち防止や階段の維持管理）。 ▶ヤマビルやダニ対策も課題。	
--	--

イ 特性や課題を踏まえた維持管理の考え方と重点的取組

これらの特性や課題を踏まえ、次の考え方により、新たに指定管理者制度が導入された県立都市公園としての魅力ある公園の基盤づくりを行っていきます。

●ゾーンごとのポテンシャルを最大限に活かす植物管理

ゾーンごとに管理目標を設定し、適切な植物管理を行います。

●公園特有の園路や遊具などの施設の安全・安心な利用環境づくり

多様な遊具の特性、課題を十分に把握し、適切な点検により安全を確保します。

●施設の特性に応じた高品質な清掃

利用の多い遊具周辺や自然散策路を中心に清掃回数を増やすとともに、バイオトイレなども適切に清掃します。

(2) 施設保守点検業務、小破修繕業務等の実施方針

本公園は、新しい遊具も整備され、子どもたちに人気があります。一方、利用頻度が高い遊具や自然散策路にある急勾配の園路や階段など、土砂流出や劣化・破損などの恐れが高い施設を持つ特性があるため、こまめな点検・修繕を行い、施設の長寿命化を図り、常に安全・快適な施設の維持に努めます。

ア 独自の体制による巡視・点検の徹底

- ・本公園の特性に応じた独自の巡視体制を設け、公園職員が施設の状態を熟知し、不具合や危険箇所等の早期発見・対応を行います。

イ 巡視・点検と連動した速やかな修繕

- ・損耗・劣化の進んだ施設については、上述の巡視・点検と連動したこまめな修繕により、傷んだ箇所を不具合が発生する前に補修し、長寿命化を図ります。
- ・異常箇所を発見した場合は、立入禁止や応急措置等による安全確保を迅速に行い、その後、適切な小破修繕による復旧作業を行います。対応した履歴は以降の修繕計画へ反映し、計画的・効率的な修繕へとつなげます。

ウ 施設ごとの重点的な取組

●多様な遊具ごとの安全対策 ▶▶重点的取組

本公園には様々な遊具がありますが、ローラー滑り台やターザンロープなど、衝突や落下などの恐れが高い遊具もあります。遊具の安全対策にあたっては、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂第2版）」に基づき点検等を行います。

毎日の目視点検や専門業者による定期点検だけでなく、月1回、職員による使用点検や、遊具ごとに定めた点検項目によるチェックなどの詳細な点検を行い、安全管理を徹底します(基準に無い独自提案)。また、

怪我や事故の未然防止を図ります。

さらに、遊具ごとの利用方法（アスレチック遊具の1回あたりの利用定員の設定など）を県と協議のうえ設定し適切に運用していきます。

遊具ごとの特性や課題、点検方法は以下のとおりです。⇒計画書8も参照

遊具名	(▶特性/課題 ●点検方法等)	遊具名	(▶特性/課題 ●点検方法等)
ローラー滑り台 	▶一般的に遊具の中で人気が高いが、事故事例も多い。 ●ローラーの異常/滑降上下部及び手すり等の異常の有無/着地部分の緩衝材等の状態確認/定期的に職員自らが滑って安全を確認	ターザンロープ 	▶スリリングで人気があるが、滑車やロープの不具合による怪我も起こる。 ●滑車のスムーズな稼働確認/ロープや座板等の損耗の状態確認
ネットクライム 	▶一度に複数子どもが利用でき、家族や仲間同士で楽しみ利用頻度が高くネットの損耗が激しい。 ●ネットの損耗状態やネットと躯体の接合部の確認	ロープクライム 	▶利用頻度が高くロープの損耗が激しい。 ●ロープの損耗の状態確認/ロープ接合部の異常有無
ロープ渡り 	▶ロープクライム同様、利用頻度が高くロープの損耗が激しい。 ●ロープの損耗の状態確認/ロープ接合部の異常有無	平均台 	▶バランス感覚を養え、比較的高学年の子どもに人気。踏み外しによる転倒転落のリスクあり ●台座の状態(濡れ、腐食等)の点検
雲梯 	▶体力を要する遊具で人気があるが、途中(高所)から着地した際に足を傷めるリスクがある ●握り部(棒)と接合部の異常/地面の凹凸・異物の有無	4連ツリー型ブランコ 	▶つつじ山展望台にあり、富士山に向かって漕ぐことができる。落下や他の利用者への衝突の事故の可能性がある。 ●地面の凹凸・異物の有無/吊り金具の摩耗/着座部の摩耗等
鉄棒 	▶多様な使われ方をする事が考えられる。落下(着地)した際、怪我を最小限に抑える必要がある。 ●握り部(棒)と接合部の異常/地面の凹凸・異物・基礎部露出の有無	スイング 	▶幼児向けの揺籠式遊具。使い方により落下の恐れあり ●握り部(ハンドル)のゆりみ/地面の凹凸・異物の有無/スプリングの異常の有無
ジャングルジム 	▶チャレンジ精神を養えるため小さな子どもに人気。踏み外し等で高所から転落の恐れがあるため、怪我を最小限に抑える必要がある。 ●地面の異物や緩衝材の状態確認と各接合部の状態確認	滑り台 	▶幼児向けの小型の滑り台 ●滑降上下部及び手すりの異常の有無や滑走面の異物(ささくれ等)の有無
アスレチック 	▶スギ林内に作られた橋やネットを渡ったり登ったりできる。大人も使用でき、ネットの損耗が速い。 ●木道のコケ・落葉等による滑り・腐食防止、ささくれの除去/劣化の早い箇所やネット等を重点点検・補修/樹木の枯れ枝の除去	展望ネット 	▶つつじ山展望台にあり、足柄平野をさらに高い場所から望めるクライミング遊具。 ●ネットの損耗の点検・補修/クライミングポール・ロープの点検/地面の凹凸・異物の確認と補修等

●直営での園路や階段の点検・修繕による安全確保

展望広場や自然散策路等の急勾配の園路や階段を中心として、日頃から水みちや不陸の有無等の点検を行い、直営での迅速な修繕に努めます。また、階段沿いの土壌が露出している箇所については、発生材を活用した土留めを行い、植生を回復させ、土壌の流出防止を図ります。主園路等については、除雪や凍結防止のための塩化カルシウムの散布により、転倒防止に努めます。



発生材を活用した小破修繕

●シカやイノシシの立入防止のための柵の点検・修繕

獣害対策として樹林地ゾーンから上部のエリアを取り囲むように設置されている柵について、シカやイノシシ等による破損と侵入の可能性があるため、巡視時の点検と修繕により、侵入防止を徹底します。また、樹林地ゾーンにおいて植生被害（シカによる下層植生や樹木の剥皮被害）が確認された場合には、必要に応じて被害樹木や植生のネットでの保護等により樹林地の植生保護に努めます。

（３）清掃業務、受付業務、警備業務等の実施方針

ア 快適な利用を支える、施設の特性に応じた高品質な清掃

●遊具周辺や自然散策路を中心とした落ち葉清掃 ▶▶ 重点的取組

園路や広場、側溝等の清掃のうち、遊具周辺やフィールドアスレチックのデッキなどは、子ども等の転倒防止のため、落ち葉清掃を重点的に実施します。また、急勾配にある自然散策路等においても、転倒防止やヤマビル、ダニ対策のため、落ち葉清掃を特に重点的に実施します。

●簡易トイレやアクアメイク（自己処理型バイオトイレ）の清掃

園内に２か所ある汲み取り式の簡易トイレは、臭気が発生しないよう、日々の清掃や毎月の定期的な汲み取りを実施します。また、駐車場のバイオトイレについても、定期的な点検とともに、必要に応じて汚泥の汲み取り等を行い、清潔さを保ちます。

その他、パークセンター等の建物清掃、浄化槽・受水槽等の清掃、遊具清掃、ゴミ処理も基準に応じて確実に実施します。

イ 公園や地域のインフォメーションとしての受付

パークセンターの清潔で明るい雰囲気と併せて、受付案内においても各種接遇研修等の受講を通じて、丁寧かつ利用者目線に立ったお客様対応を行います。公園や地域の情報発信拠点として、山北町や公園周辺の施設とも連携し、正確かつ新鮮な情報（自然、歴史、登山、観光等）の提供に努めます。また、万全な感染症対策に努め、利用者の安全・安心の確保や満足度の向上に努めます。⇒計画書7参照

ウ 安全・安心・快適に利用していただくための警備

●警備体制

【園内】植生保護柵内エリアは毎日３名が各１時間ずつ、異常の有無、簡易清掃、植物の開花状況の撮影等を行い、常に園内の状況を把握し、安全管理及び利用者への適切な案内を心がけます。自然散策路は、園路・階段の状態や倒木、土砂流出の有無等を週１回２名体制で巡視し、利用者の安全確保を行います。その他も園内各所において

日常的に安全確認を行うほか、併せて利用者への声掛けや利用指導を行い、事件・事故の未然防止に努めます。なお、シカやイノシシの侵入が見られる防護柵の巡視・点検を重点的に実施します。

【施設】パークセンターは日中は職員が常駐し、夜間は、旧管理事務所や倉庫と併せて機械警備を行い、24時間体制で警備を行います。

●緊急時の対応

- ・職員による応急対応、及び関係機関への連絡を迅速に行います。また、勤務時間外においても、予め整備した緊急連絡網による体制に基づき、園長又は副園長等が迅速かつ適切に対応します。⇒計画書8参照

(4) 樹林地や草地の管理、樹木、芝生、草花などの植物管理業務等の実施方針

ア ゾーンごとのポテンシャルを最大限に活かす植物管理 ▶▶ 重点的取組

(ア) 「ゾーン別植物管理計画」の策定

現状の課題を受け、各ゾーンのポテンシャルを最大限引き出すため、以下のとおり、ゾーンごとの管理目標及び実施計画を策定し、植物管理を行っていきます。

ゾーン名	管理目標および実施内容
さくら山ゾーン 	サクラと富士山の眺望が織り成すビュースポットづくり の指導により、被害拡大防止や、サクラの樹勢回復を図る。また、
つつじ山ゾーン 	色鮮やかなツツジの花修景と足柄平野・相模湾への雄大な眺望の確保 の指導により、ツツジの生育・開花を促進。ヤマモミジ等の中高木を点在して育成・補植し、ツツジへの日当たりを抑制。東側の眺望を阻害する恐れのある樹木については、自然樹形に配慮した早期及び定期的な剪定により、高木化を防止。
里の広場ゾーン 	高原の雰囲気を出し出す美しい芝生づくりとシンボルツリーの育成 高原の雰囲気づくりや、遊具利用の親子等が安全で快適に過ごせるよう、利用者の少ない平日などに、基準以上の芝刈りや雑草取りを行い、手入れの行き届いた美しい芝生を維持。(自然環境を活かした管理として、全ての雑草を除去するのではなく、
マメザクラ 	【基準以上の管理】 ・里の広場のマメザクラは、長期にわたって公園のシンボルとなるよう、の指導により適切な剪定や土壌改良を行い、健全に育成。 ・ウメは剪定を適期に行い、良好な樹形を維持しながら開花促進に努める。も適宜実施。

エントランスゾーン 	公園に彩りをプラスする花修景や手入れの行き届いた植物管理 ・四季を通じて華やかな雰囲気であ来園者を迎えられるよう、プランターの増設や花壇設置など花修景により、ウェルカム空間を創出。 ・親子参加イベントや地域ボランティアとの連携などにより植栽を行い、「公園をみんなでつくる」管理を実施。 ・駐車場からパークセンターへの園路手すりにハンギングバスケット等による花修景を行い、通行者へのサービス向上を実施。 【花壇植栽例】春：パンジー、ビオラ 夏：マリーゴールド、ジニア 秋：ダイアンサス、コスモス 冬：パンジー、アイスチューリップ ・駐車場周辺のヤマブキ等の低木や中高木は、健全な育成や適切な刈込・除草により、美しく、かつ富士山への眺望を阻害しない状態を維持。
紅葉の小道ゾーン 	ヤマモミジ・アジサイ・シャガのまとまりある美しい景観づくり ・園路沿いに植栽されたヤマモミジの健全な育成（林床のアジサイへの日照に配慮し、かつ自然樹形を保ちながら適切に剪定） ・アジサイは日当たりが悪いと花付きが悪くなるため、モミジの剪定をしながら日照を確保し、花付きの良い修景を維持。 ・シャガの群生地に侵入した雑草の除草。 ・これらの育成に必要な日照確保のため、周辺の樹木剪定を適切に実施。
樹林地ゾーン 	安全に森林浴が楽しめる、生物多様性の高い樹林地づくり ・枯れ枝、倒木点検と処理。台風前後の一斉点検。直営での高枝処理の実施。 ・自然散策路などは、小まめな除草や落ち葉清掃により乾燥状態を維持し、ヤマビルやダニの生息環境を除去。塩ボックスと忌避剤（食塩・食酢）の設置。 ・樹林地のナラ枯れ調査及び対応（県への報告等）、

（イ）サクラやツツジの咲き誇る景観づくり

- ・「さくら山展望広場」及び「つつじ山展望広場」はそれぞれ多くのサクラやツツジ類が植栽されていますが、により、生育不良や開花不良が顕著となっています。の指導により中長期的なサクラ・ツツジの育成・再生に取り組み、その中で次の指定管理期間で行う作業（

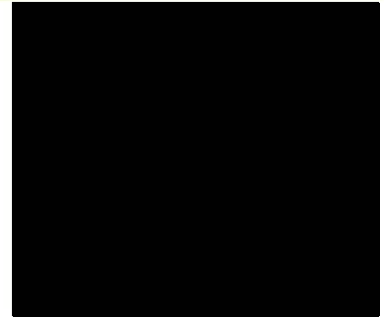
の実施により、富士山等の周辺山岳景観との写真にも映えるビュースポットとなるよう美しい景観づくりを行います。

- ・山北町の花であるヤマブキについても、当公園を彩る主要な花木の一つとしてPRできるよう、既存の植栽を適切に維持管理し良好な開花に努めます。
- ・花の咲き誇る景観や生育を阻害する外来種（）は、除草を徹底して実施します。

(ウ) 危険木の早期発見と処理による安全な樹木管理

園内の大部分を占める樹林地ゾーンの自然散策路など、樹木の枝落下は大きな事故につながるため、特に重点的に処理に取り組みます。巡視時において早期に危険木を発見するとともに、処理については、

工夫をしながら、利用者の安全を最優先とした維持管理作業を行っています。



(エ) シンボルツリーのマメザクラの健全な育成

里の広場のシンボルツリーとして親しまれるマメザクラについては、

かなりの老木であることが分かりました。そして、枝先には勢いの弱い小枝が見られ、古くなった樹皮にはコケが生えるなどしています。

そこで、公園のシンボルとして今後も親しまれる樹木づくりとして、小枝を若返らせる剪定や土壌改良を行うことにより、樹勢回復を図り、健全に育成していきます。



公園のシンボルツリー
(マメザクラ)

(オ) ボランティアや専門家と協働した山野草の保護と利用者へのPR

園内にはハンショウヅルやホウチャクソウ等の様々な山野草が見られます。これらを適切に保護・育成し、生物多様性を維持するため、当協会が管理する西丹沢ビジターセンター職員やボランティア、等と協働してモニタリング調査を実施し、生育状況を把握するとともに、発生材を使った保護柵の設置等により、作業時の踏みつけ防止等にも役立てます。また、解説板を設置することで利用者に広く周知・PRしていきます。



(カ) 野鳥の水浴び場の創出

豊かな自然環境を有する本公園には、コガラやヤマガラ、ジョウビタキなど、多くの野鳥が暮らしていますが、樹林地北側の沢以外に水辺が無い状況です。そこで、里の広場周辺等に野鳥の水浴び場を設け、野鳥の暮らしやすい環境作りを進めるとともに、日々の観察や今後行う野鳥観察会等で活用し、公園利用者の動物とのふれあいの場づくりにもつなげていきます。



(キ) かながわブランド「足柄茶」を育て活かす茶園管理

山北の霧深い気候と風土に育まれ味と香りが際立つ「かながわブランド・足柄茶」は広く県民に親しまれており、園内に広がる茶園を美しい風景だけにとどめず、良質な茶葉の生産を目指し、施肥や整枝、中耕、防霜、摘採など専門的な茶園管理に努めます。病虫害防除については害虫の発生を抑制し、極力薬剤散布を行わないよう努めます。また、生産した茶葉は地元の茶加工場と連携し製茶化して公園の特産物として提供するほか、新茶の手摘み体験などを通じて足柄茶の普及に努め、地域産業の発展にも貢献します。



美しい茶園の風景

イ 山地特有の管理

(ア) ヤマビル・ダニ被害への対策

- ・ヤマビルやダニの対策として、こまめな草刈りや落葉かき等乾燥状態を保つ管理により、ヤマビルの生息しにくい環境づくりを行います。
- ・特に、園内の大部分をしめる樹林地ゾーンでは、園路を中心に除草や落ち葉かきを徹底して行い、ヤマビルやダニの発生源を除去します。
- ・さらに、地元 NPO 法人とも協力し、公園周辺道路についても、清掃活動に努めます。
- ・なお、忌避剤（食塩・食酢）を充当した「塩ボックス」の設置やダニ取りピンセットの貸出し等により、利用者の援助も行います。⇒計画書7参照



塩ボックス

実績：七沢森林公園でのヤマビル対策

当協会が管理する七沢森林公園では、ヤマビル被害が問題となっていますが、落ち葉や草刈等の適切な管理、塩ボックスによる忌避剤の配置・補充等の対策により、来園者からの被害報告は最も多かった平成22年度109件から平成30年度の6件に減少し、県の指定管理業務評価においても「特に優良」評価をいただきました。

(イ) 県内で増加している「ナラ枯れ」の拡大防止対策

ナラ枯れは平成29年に県内で初めて確認され、県立公園内でも急速に被害が増加しています。本公園においても

や薬剤注入等により、被害拡大防止に努めます。

実績：当協会管理公園でのナラ枯れ拡大防止対策

ナラ枯れは「カシノナガキクイムシ」という小さな昆虫が菌を媒介し、ナラ・カシ類の樹木が集団枯死する病気です。



フラスの堆積



薬剤注入



(ウ) 発生材の有効活用によるゼロエミッションの実践

発生材は園内でリサイクルし、ゼロエミッションに努め、SDGsに取り組みます。

【活用例】

- 落葉を堆肥化し、植栽木や花壇の堆肥として活用
- 階段、丸太イス、ベンチ、植物看板等、土留め材料
- チップに加工し、紅葉の小道などの園路に敷設
- 公園周辺施設と連携したおがくず作り
- しいたけのほだ木体験・クラフト体験イベント



発生材を活用したベンチ

<令和7年度の実施内容>

- ・ゾーンごとの植物管理等の実施
山野草のモニタリング調査を継続、発生材活用、茶葉の製茶化等を実施。（ボランティア等と連携した植栽を実施。野鳥水浴び場の維持管理。）
- ・多様な遊具ごとの安全対策、園路や階段などの安全確保
- ・簡易トイレやアクアメイク等の清掃、警備、受付等の実施

計画書4「利用促進のための取組」

（１）公園の特性や利用状況（繁忙期・閑散期等）、新しい生活様式などの社会状況に応じて、多くの利用を図るために実施する事業の実施方針、内容等（有料施設を除く）

本公園の特性を活かし「眺望・景観、遊具等の恵まれた利用環境を楽しむ」、「豊かな自然と地域の歴史に触れ、学ぶ」、「心身の健康増進を図る」ことを目的とした利用を促進するほか、「新たな利用価値の創出」を図るなど、県内外からの利用を促進し、子どもから高齢者、障がい者等の誰もが憩い・活動・交流していただくための基盤づくりに取り組みます。

実施にあたっては、地域団体、自然や歴史の専門家、山北町等との地域ネットワークを形成し、そのうえで、地域との協働事業を実施するとともに、地域の情報発信拠点となるよう取り組み、本公園はもとより周辺地域の活性化を図るよう利用を促進していきます。

また、本公園の繁忙期・閑散期を踏まえた効率的・効果的な取組を行うほか、新しい生活様式を踏まえた安全・安心の徹底に取り組みます。

ア 基本的な考え方（集客戦略）

より多くの利用を促進するための基盤づくりとして、以下の柱を設定し取り組みます。

また、取組の効果については、利用者、地域住民、イベント参加者等の声を把握し、今後の企画・実施に反映させていきます。（計画書7参照）

（ア）日常利用における利便性や魅力の向上

（イ）誰もが参加しやすい利用促進プログラムづくり

（ウ）繁忙期・閑散期に応じた対策

（エ）新しい生活様式への対応

（オ）地域の情報発信拠点としての体制整備（計画書4（3）参照）

イ 各柱の具体的な取組

上記の集客戦略に基づいて、以下のとおり、各柱ごとに、効果的な具体策を企画・実施していきます。

（ア）日常利用における利便性や魅力の向上

公園の日常利用における利便性や魅力の向上に取り組むことで、より多くの利用を促進し、何度でも訪れたい公園となるよう仕組みづくりを行います。

●アクセス等の向上

・「臨時駐車場」の開設の検討

ゴールデンウィーク等の繁忙期には駐車場が満車となり、約2時間待ちとなる日もあります。駐車場の混雑緩和や周辺道路の渋滞対策として、山北町等と連携し、当面の間隣接する町有地に臨時駐車場を設置し、近隣に「臨時駐車場」（有料）を開設することを検討します。

また、公園利用者以外の特に登山客には当臨時駐車場の利用を促していきます。

・ハイキングの拠点づくり

本公園はハイキングルートからは外れていますが、ハイカーの駐車場利用が多い状況です。こうしたハイカーにも公園を登山拠点として利用していただけるよう取り組みます。

新たなハイキングコースの設定

本公園駐車場を起点とした大野山登山の新コースを設定し、WEB サイトや   等を通じてPR します。（現行の谷峨駅起点コースの標高差は約 600m、新コースは約 400mであり、初心者も利用しやすい）

パークセンター機能の拡充

周辺のハイキングコースの紹介を継続するほか、ハイカー同志の情報交換ノートを用意し交流を促進します。また、栄養補給食や登山バッチ等を販売するほか、安全登山にかかる情報発信や教室を開催するなどハイカーの拠点化に取り組みます。

・「サイクリング利用」の促進

自動車や徒歩以外でのアクセス方法として、自転車での利用を促進します。実施にあたっては、本公園が、県西「自転車の駅」への位置づけや「やまきたサイクリングマップ」に位置づけられるよう働きかけます。また、パークセンターにおいて空気圧計付き空気入、アーレンキー、バルブアダプターの貸出を行います。さらに、次のとおり地域の「自転車の駅」においてPRを行います。



●パークセンターの機能強化

公園や地域の情報発信拠点や休憩場所としての機能に加え、園内唯一の屋内施設として、利用者の交流や地域活動の場として活用を図ります。

- ・子育て支援サービスとして、クッションマットや授乳室等の適切な管理、ミルク用のお湯の提供。
- ・屋内プログラムの開催場所として、各種体験教室、自然観察会（座学）、歴史解説、軽音楽等のミニコンサート等の実施。
- ・平日の地元サークル、若手クリエイター等のアトリエ（創作場所）として提供。
- ・公園から望む富士山・足柄平野等の写真展、公園・地域の自然や歴史等のパネル展示会の開催。
- ・ハイカーの拠点づくり（再掲）

●誰もが気軽に行える健康づくりの促進（未病の改善）

・園内散策ルートの設定

園内には舗装された大きな園路があり、車椅子（特に電動）利用者も楽しめるため、様々な来園者を想定したインクルーシブな散策コースを設定します。

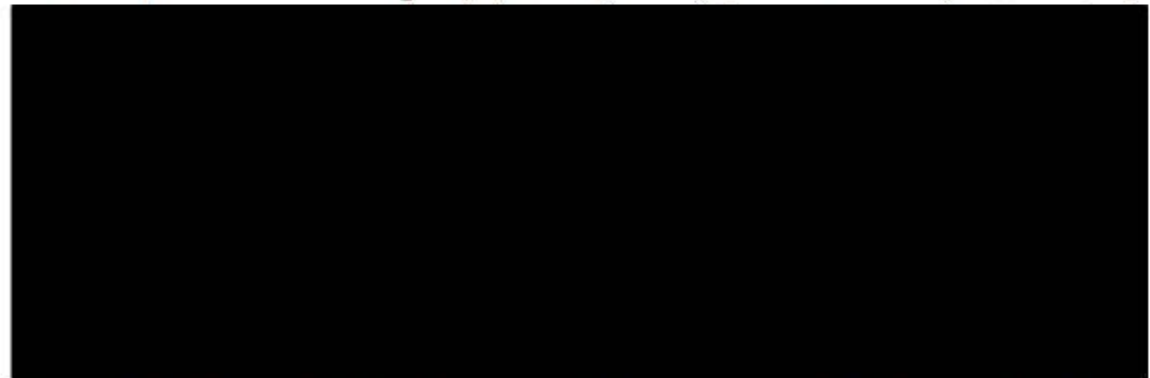
さくら山すいすいコース	駐車場からさくら山まで	いずれも家族や介助者等とともに、ベビーカーや車いすでも散策できます。
園内すいすいコース	駐車場からパークセンターを経てつつじ山まで	
五感で楽しむコース（つつじ山のブランコで、風の音、鳥の声を楽しむ）	駐車場から紅葉の小道を経てつつじ山まで	

・森林セラピーコースの設定

等と連携し、園内に森林セラピーコースを設定し、心身の健康づくりを促進します。

●園内の回遊性の向上

- ・休憩用の「思いやりベンチ」の増設（勾配のあるつつじ山展望広場への園路途中や自然散策路にヤマビル対策の塩ボックスと共に設置）。また、つつじ山展望広場等に望遠鏡を設置し、雄大な景観をより楽しむ仕組みをつくることで展望広場の利用を促進。
- ・園内各所に QR コード付の樹名板等を設置し、園内の自然散策を促進。また、園内の植物データを蓄積し令和 7 年度を目途に園内植物図鑑を作成し配布。
- ・園内に「インスタ Point20」を設定し、ウェブサイトやパンフレット等で紹介。



- ・新たに「山北つぶらの公園パンフレット」を作成し、前述の「散策ルート」、「森林セラピーコース」、「インスタ Point20」等を表示し、園内全域の利用を促進。

●食を通じたサービスの向上

長時間滞在していただくため、また地産地消の普及啓発のため、地域と連携した食を通じたサービスを提供します。

- ・繁忙期のケータリングサービスの提供（計画書 5（1）参照）
- ・と連携した、お土産お届けサービス等の実施（計画書 11（3）参照）

●安全・安心な利用環境の確保、植物管理による見どころづくり（計画書 3 参照）

（イ）誰もが参加しやすい利用促進プログラムづくり

地域とも連携しながら、子どもから高齢者、障がい者等の誰もが参加しやすい多様なプログラムを企画し、「楽しみながら学ぶ」こともできるプログラムを提供します。

●当協会主催プログラムの企画・実施

- ・「つぶらの公園まつり」の開催（令和 5 年度から開催）
本公園や地域の特性を活かした公園まつりを、地域団体等と連携しながら、地元
の一大イベントとなるよう育てていきます。（以下、予定するプログラム）

- ・大野山に向けハイキングをしながらの自然観察会（講師は西丹沢ビジターセンタースタッフ）
- ・本公園と大野山それぞれからアルプホルン隊（各所5人ずつ）の演奏によるやまびこ演出
- ・中央広場での地元学校、保育園、幼稚園等によるステージ（演奏やダンスを5ステージ程度）
- ・里の広場での気球体験（大人2,000円、子ども1,500円 実績：相模原公園）
- ・共和のもりセンターによるチェーンソーアート実演
- ・地域製品の販売として5店舗程度



マリンバコンサート（公園まつり）

- ・園内の桜の剪定枝を活用した桜のチップによりスモークチーズをつくり販売

●自然観察を通じたSDGsの普及啓発

当協会が管理運営する西丹沢ビジターセンターの専門スタッフによる自然観察会を開催し、生物多様性やSDGsの普及啓発に取り組めます。（園内の自然はもとより、丹沢地域に生息する野鳥、動物、地学等、幅広い自然を学ぶことができるプログラム）（年2回）

●雄大な眺望を活かしたプログラムの企画・実施

・ダイヤモンド富士鑑賞会の開催

さくら山広場からダイヤモンド富士を鑑賞するイベントを開催します。
年2回（3月、9月）、17時～18時頃

・写真展の開催

本公園から望む富士山・足柄平野・相模湾の景観や、丹沢大山等の自然公園の写真展をパークセンターで開催します。（年2回）

●地域の歴史を学ぶプログラムの企画・実施

・歴史解説講座・パネル展の開催

山北町内の  県内の山城跡である津久井湖城山公園の専門スタッフと連携し、河村城跡、鐘ヶ塚砦跡等の歴史を専門的かつわかりやすく学べる機会を提供します。（年1回）

・「のろし上げ」イベントの開催

 と連携し、戦国時代の情報伝達方法である「のろし上げ」を河村城跡と本公園の鐘ヶ塚砦跡において実施します。（当協会は共催）

●安全登山にかかる講座の開催

西丹沢ビジターセンターと連携し、安全登山の普及啓発として、体力向上や体幹を鍛えるトレーニング方法、登山中の捻挫等の怪我の予防法等を学ぶ講座や、山岳事故の検証を行う講座を開催します。

毎年、同ビジターセンターが  講師に招き丹沢地域の安全登山の普及啓発を行っています。（年1回）

●地域主催プログラムとの連携（連携先の概要は計画書 11 参照）

・ との連携事業

山北地域において森林保全・再生・活用を通じた多様な活動を行っている同法人と連携し、本公園の特性を活かした茶摘み体験やチェーンソーアート展示会等を開催し、地域の魅力や森林の大切さをつたえていきます。（以下、プログラム例）



- ・園内の間伐材を使った木工教室（カッティングボードやおもちゃづくり）
- ・森の手入れ体験（間伐・下草刈り・薪割り等） ※公園の維持管理作業と連携
- ・チェーンソーアート展示会
- ・茶摘み体験
- ・しいたけ原木（ホダ木）づくり体験
- ・そば打ち体験

公園まつり、夏休み等、年3回程度の連携事業を予定。

・ との連携事業

山北町の森林セラピーガイドとして活動している同団体と連携し、園内に設定する森林セラピーコースにおいて、ハンモックやツリークライミング体験、セラピー効果の測定等を行います。（年1回）

・地域提案型イベントの受入れ体制の整備

地域のサークルやグループ等が本公園で企画・実施したいイベント等について、幅広く募集し、募集要項に基づき適正な審査を行い、実施に向けた広報や資機材の貸出を行うなど活動を支援します。

支援を通じ、より地域に親しまれる公園の実現、地域活性化に寄与していきます。

【実績】

茅ヶ崎里山公園：青空歌声大会、自然アート展、鉄道模型づくり 等
七沢森林公園：オカリナ演奏会、木工教室、押し花教室 等

持ち込みイベント

公園を舞台に行事を企画・実施してみませんか？

茅ヶ崎里山公園ではさまざまな企画、実施によるイベントや集客活動を展開しています。公園を舞台として、実施する方も賛同する方も集めるイベントをたくさん思い、思いのある公園づくりを進めていきたいと思います。

会場及び活動のイメージ
このようにお集まりのさまざまな場所
での企画を実施しております。



茅ヶ崎里山公園ホームページにおける地域提案型イベント（持ち込みイベント）の募集

（ウ）繁忙期・閑散期に応じた対策

次のとおり、繁忙期・閑散期を踏まえた取組を効果的・効率的に実施します。

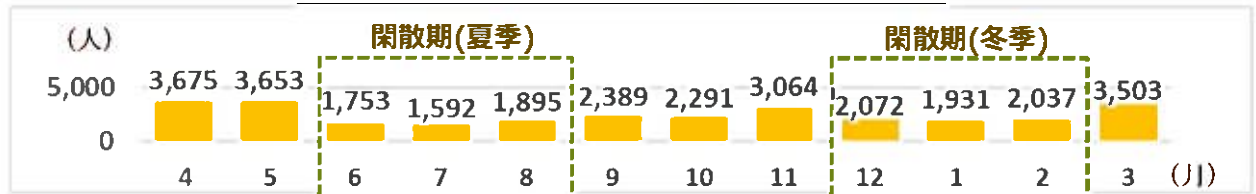
●繁忙期：3～5月・9～11月の土日祝日

- ・特性を活かしたイベント等を開催し、多くの利用を促進。
- ・駐車場の混雑状況を SNS により、リアルタイムに発信。

●閑散期：平日、夏季（6～8月）、冬季（12～2月）

- ・平日：学校等教育機関、企業の CSR 活動、高齢者等の利用を促進。
- ・夏季：「高原（避暑地）」のような公園であることを PR、涼みながら参加できる森林セラピー体験会の実施、子ども向け木工教室等の開催。
パークセンター外側にミストを設け、利用者に涼を提供。
- ・冬季：凍結・積雪が想定されるためイベント等の実施は最小限とし、公園や地域の情報（自然・歴史等）のきめ細やかな発信や、来園者向けに写真展・パネル展を開催。

平成 29 年度～令和元年度の月別利用者数（平均）



（エ）新しい生活様式への対応

With コロナ時代として癒しや活動の場として公園へのニーズが高まっており、当協会が管理運営を行っている県立都市公園等では感染防止対策を実施し、安全安心な利用環境の確保に取り組んでいます。

本公園においても感染防止を踏まえ利用促進プログラムを企画・実施するほか、「未病いやしの里の駅」として、健康意識の高まりにも対応する取組を充実します。

なお、イベント等の開催にあたっては、県が提供する新たな「感染防止対策取組書」等に基づき適切に実施します。

●利用者の協力を得ながら実施する安全安心な利用環境の確保

- ・イベント開催時の主催者・参加者の体調確認
- ・換気・3密回避・手指衛生に留意 等

●新しい生活様式における利用促進の実施方針

- ・屋内では密を回避したイベント等の企画・実施（屋外は該当なし）
- ・森林セラピーコースや散策コースの設定等、誰もが気軽に行える日常の健康づくり、基礎体力・免疫力の向上を図るための取組の実施

（２）有料施設における利用者増及びサービス向上に資する事業の実施方針、内容

ア 条例別表第 5 の有料公園施設

該当なし

イ 駐車場

該当なし

ウ 自動販売機

利用者サービス向上や熱中症対策のため、県西土木事務所の許可を得たうえで、利用の多いエリアを中心に自動販売機を設置します。具体的には、県の施策方針も十分踏まえて、「安全対策」や「環境への配慮」（節電・ゴミ削減等）などを重視して、下記のような機器（種類・機能等）及び運営方法を採用します。

●基本情報（商品・台数等）

販売品目	設置台数	設置場所	営業期間
清涼飲料水	2 台（継続）	パークセンター前、駐車場	通年
お菓子等	※ 1 台（新設）	パークセンター前	

※令和 6 年度設置済み

●機能

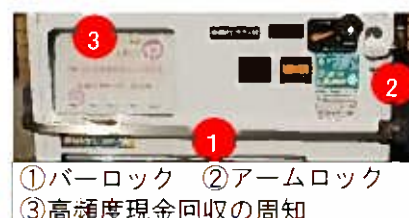
機能	概要
バリアフリー対応	車いす使用者も購入しやすい機種を選定
環境への配慮	節電技術等を導入した省エネ機（IOPENG-等）、二酸化炭素を冷媒としたノンフロン対応、省電力機能の付加（センサーやタイマーによる自動点灯・消灯等）
キャッシュレス対応	交通系 IC カード等

●運営方法

- ・専門業者に委託し、委託業者が設置及びフルオペレートでの管理（商品補充、品質管理、容器改修、売上金収納管理、機器のメンテナンス等）を担います。
 - ・自販機用のゴミ箱は、詳細に分別できるリサイクル対応とします。また、県の「かながわプラごみゼロ宣言」への賛意も兼ねて、看板等でPRします。
- ※料金設定は計画書 6 (1) 参照、委託業者への指導監督方法は計画書 12 (2) 参照

●安全対策

目的	具体策
防犯	・現金盗難防止のための各種ロックを設置 ・高頻度の現金回収の周知 ・防犯カメラ（ダミーカメラを含む）の設置 ・地元警察との連携（情報共有、迅速な通報（被害届）、パトロールの依頼等）
転倒防止（地震時）	・ J I S 規格『自動販売機の据付基準』に応じた据付方法で固定。



※料金設定は計画書 6 (1) 参照、委託業者への指導監督方法は計画書 12 (2) 参照

（3）多くの利用を図るために行う広報・情報発信の工夫等

ア 広報や情報発信を通じた本公園の「認知度・集客」の向上

開園間もない本公園の認知度を高め、より多くの利用を促進するため広報・情報発信に積極的に取り組みます。実施にあたっては、当協会のこれまでのノウハウを活用し、「知っていただく」、「興味を持っていただく」、「訪れたいくなる」情報を発信し、来園するための「アクセス方法」や、来園のきっかけづくりにもなる「イベント情報」等についても丁寧に発信していきます。

●認知度を高めるための広報・情報発信の取組方針

- ・様々な媒体を活用し、広域かつ高頻度な広報を展開
- ・多様な魅力（眺望・景観・自然・歴史・遊具・登山等）を様々な利用層に向け発信
- ・SNS ユーザー間での情報拡散を意識したコンテンツづくり（Instagram・YouTube の開設、本公園のインスタ映えスポットの設定等）
- ・フィルムコミッション等のマスメディアの活用

●情報発信の主な内容

情報	内容
最新トピック	・富士山・相模湾等の眺望、樹林地や開運の滝等の景観を画像や動画で発信 ・イベント情報等を SNS 等でリアルタイムに発信
利用情報	・多様な遊具、キッズスペース、授乳室、ミルク用のお湯等、便利な情報を発信 ・コミュニケーションボードの備え、誰もが散策できるコース設定等インクルーシブな利用環境であることを発信
アクセス	・最寄り駅（山北駅、谷峨駅）からのアクセス、車・徒歩・自転車での所要時間、標高等の情報を HP や SNS で発信、駐車場の混雑状況を発信 ・ハイカーやサイクリスト向けのサービスを提供していることを発信

動植物	・動物等の目撃情報を収集・発信（利用者の協力を得ながら収集しそのデータを蓄積） ・サクラ、ツツジ等の開花状況をSNSや園内掲示板で活発に発信 ・パークセンターやHP等に、園内で見られる動物・生物等の情報コーナーを設置
歴史	・本公園の鐘ヶ塚岩跡、 XXXXXXXXXX 等と連携した地域の歴史情報を発信
緊急時対応	・園内の事故や災害に備え、医療機関等の連絡先を園内やHP上で掲示。特にHPで連絡先をまとめたページを作成。当ページQRコードを園内に貼り、緊急時に活用

●多様な媒体等を活用した情報発信

・ホームページ、SNSの開設・活用

本公園ホームページや、SNS（Instagram、YouTube等）を開設し、公園情報や地域情報を発信します。

概要
ホームページは「神奈川県ウェブアクセシビリティ方針」に準拠するほか、多言語化（英語、中国語、韓国語）にも対応。関係機関のホームページへのリンク
Instagramを活用し、新鮮な情報（眺望・景観、開花情報、イベント情報、駐車場の混雑状況等）を週1回以上発信し、本公園や地域の「リアルタイムな魅力」を伝える
外部ホームページ（県情報サイト、かながわNow、PLANETかながわ等）を活用するほか、Instagramでの「#山北つぶらの公園」での投稿を呼びかけるなど、外部の協力を得ながら幅広いPRの実施

・隣接する「静岡県側」へのアプローチ

本公園近隣の静岡県側からの集客のため、「小山町」（役場、観光協会等）や、大型商業施設等がある「御殿場市」への広報を行います。

・「撮影ロケ地」としてのアピール

山北町はテレビ・映画等の撮影地として有名であり、町のフィルムコミッションと連携し、当公園をロケ地として働き掛けます。撮影に適した園内スポットや撮影支援内容を整備し、紹介していきます。

・その他の媒体の活用

活動	概要
当協会独自の広報ツールの活用	・当協会の公園情報誌「かながわパークナビ」（年2回発行） ・当協会管理の県立公園等への本公園パンフレット等の配架（通年） ・イベントポスター、チラシを園内や関係施設で掲示・配布（随時）
マスコミ・広報誌等への情報提供	・テレビ、ラジオ、新聞等への開花情報・イベント情報の掲載依頼（随時） ・県広報紙「県のたより」、地元「タウンニュース」、各種情報誌、ガイドブック等への情報提供（随時）

・外部へのプロモーション活動（イベント・キャンペーン等）

活動	概要
フォトコンテスト開催（毎年）	・県立公園を対象とした「花とみどりのフォトコンテスト」を実施 ・入賞作品を各公園や病院等で紹介する写真展を開催 ・入賞作品を使ったオリジナルカレンダーの制作
大型商業施設での写真展の開催	・新都市プラザ等の大型商業施設でフォトコンテスト写真展の開催。※入賞作品に加え、全県立公園や周辺関連施設も紹介し、県立公園の総合的なPRの場へ
外部イベント等でPR	・フォーラム等の外部イベントでの発表や公園情報の展示
当協会マスコットキャラクターの活用	・当協会マスコット「コーちゃん＆エンちゃん」の活用（公園や地域イベントに出演）

イ 地域の情報発信拠点化に向けた取組

●「地域の情報発信拠点化」に向けた地域ネットワークの形成

本公園が地域の情報発信拠点となるよう、地域の行政機関、関係機関とのネットワークを形成し、地域情報を確実に収集・共有できる体制づくりに取り組みます。そのうえで、相互の正確かつ新鮮な情報を幅広く発信することで、本公園及び地域の利用を促進していきます。（以下、主な連携先、主な情報発信の内容）

	連携先での公園情報の発信を依頼			本公園での地域情報の発信 (案内、パンフレット配架、ホームページ等を活用)				
	基本情報	みどころ	イベント	自然	歴史	観光	健康	登山
		●		●	●	●	●	●
		●					●	
		●		●	●	●	●	●
		●		●	●	●	●	●
		●		●				●
		●				●		

●「地域のインフォメーション」としてのパークセンター機能の発揮

上記アに記載の本公園の広報・情報発信に取り組む際、地域の自然・歴史・登山・観光情報等についても積極的に発信していきます。

また、パークセンターを地域のインフォメーションとして捉え、地域情報についても丁寧に案内するほか、常連の利用者やハイカー等にも協力をいただきながらきめ細やかな情報を収集・発信していきます。

ウ 公園利用者数の目標値

前述のとおり、より多くの利用を促進するための基盤づくりに取り組み、様々な利用促進プログラムの実施や新たな利用価値の創出を図るほか、地域の情報発信拠点化を進めるなど、多くの方の利用を促進していきます。

目標利用者数として、直近3カ年の平均利用者数を基準とし、令和4年度は5%増、以降は毎年10%増を設定し、令和8年度には1.5倍となる45,000人を目指します。

(参考) 直近3カ年平均	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
29,855人	31,400人	34,500人	37,900人	41,600人	45,000人
—	5%増	10%増	10%増	10%増	10%増

<令和7年度の実施内容>

- ・自然観察会、ダイヤモンド富士鑑賞会、安全登山にかかる講座、との連携事業との連携事業の実施
- ・新しい生活様式への対応
- ・既設の自動販売機2台と令和6年度に設置したお菓子等の自動販売機1台を運営
- ・公園ホームページ、Instagramの活用
- ・山北町のフィルムコミッションと連携し、当公園をロケ地として働き掛け
- ・その他提案事項については、連携先との調整や準備に取り組む（アクセスの向上、誰もが気軽に行える健康づくりの促進、園内の回遊性の向上、食を通じたサービスの向上、写真展・歴史パネル展、地域の情報発信拠点化に向けた取組 等）

計画書 5 「自主事業の内容等」

（１）公園の特性をより効果的に活かすために行う自主事業の内容等

本公園周辺には、「**水源の森**」としての豊かな森林資源を有した自然環境があり、こうした気候風土から生み出された**地場産物「やまきたブランド品」**（乳製品・お酒・木工品等）が数多く生産されています。

本公園においては、「**利用者サービス向上**」や「**公園の価値向上（ブランディング）**」のため、こうした地域資源を活用した産物については、**山北町や地域団体（NPO・企業等）と緊密に連携して、販売等の取組を積極的に行っていききたいと**考えます。

実施にあたっては、適正な価格を設定したうえで、県西土木事務所の許可を得て実施するほか、得られた「**収益**」については、**公益財団法人として、「緑の普及」や「公園の魅力向上」などの公益事業の財源**とします。

自主事業等は次に示す現実的な商品の販売等から開始し、飲食物の提供については、当面はイベント時や繁忙期にケータリングサービスによる対応とします。

ア パークセンター内での物販

●利用者サービス品の販売

場 所	・パークセンター内、イベント時は中央広場等でのワゴン販売
方 法	・一部業務を委託（商品調達提供、現場管理運営）
期 間	・開園日の常設販売（商品によっては季節や土日祝日に応じた限定販売）
営業時間	・10：00～16：00
物販内容・料金	・ハイカー用栄養補給食品 300～500 円 ・丹沢山系登山バッジ 700 円 ・園内遊具滑り台用「ヒップソリ」 500 円 ・「花と緑のフォトコンテスト」入賞作品のカレンダー 800 円 ・土産類 400～2,000 円

●安全対策

- ・食品衛生法を順守し、安全な食品を提供します。
- ・県が提供する「感染防止対策取組書」等に基づき適切に実施します。

イ ケータリングサービス（森の中のカフェを演出）

イベント時や繁忙時に、地元 NPO・商店等と連携し、**地場産物「やまきたブランド品」**（乳製品・お酒・木工品等）等の販売及び普及啓発に取り組みます。

委託内容	・軽飲食物の販売提供と食品衛生管理
指導監督方法	・食品衛生責任者の配置や所管保健所の営業許可等、食品衛生法を遵守させ、店舗の清掃や接客態度、安全な食品を提供
委託業者の選定方法	・当協会「県立都市公園等における催事等の出店規約」等に基づき選定

ウ 「望遠鏡」の設置

富士山、大野山、相模湾など、「**雄大な眺望**」を活かした**本公園の良さを来園者に堪能**していただくため、**園内の見晴らしの良い主要な場所に望遠鏡を設置**しました。

設置場所	・さくら山展望広場、つつじ山展望広場（各1カ所） ・駐車場内（1カ所）
一回当たりの利用料金	・100 円/100 秒
委託業務内容	・設置・管理・メンテナンス・修理等
点検方法、指導監督等	・施設点検を実施

<令和7年度の実施内容>

- ・パークセンター内での物販について、実施に向けた県との協議の継続
- ・定期的なケータリングサービスの実施に向けた調整の継続

計画書 6 「利用料金の設定・減免の考え方」

（１）利用料金の設定（有料施設がある場合のみ）

自動販売機の料金設定については、民間も含めた同様の施設、近隣施設などの料金も考慮した上で、公の施設として相応の料金を設定し、県西土木事務所の許可を得て実施します。

販売価格	飲料 110 円～220 円程度（缶、ペットボトルなど） お菓子等 150 円～300 円程度
実施体制	専門業者へ設置管理及びフルオペレータを委託
業務委託内容	商品補充、品質管理、容器回収、売上金収納管理、釣銭補充、機器修繕、事件や事故発生時（機器破損等）の対応
指導監督方法	販売品目、防犯対策、省エネ等について監督し必要に応じて指導／月次売上報告、機器の点検状況等について監督し、必要に応じて指導

（２）減免の考え方（有料施設がある場合のみ）

自動販売機についての減免はありません。但し、大規模災害発生時に、公園職員の判断で機内の飲料を滞留者や避難者に対し無償で提供します。

<令和 7 年度の実施内容>

- ・ 県との協議のうえ、適切に実施

（１）接客や利用者との対話、公園利用ルールの利用者への助言、指導等の考え方

ア 基本的な接客や利用者との対話の考え方

子どもから高齢者、障がい者、外国人等、誰もが安全・安心・快適に公園を利用していただけよう、スタッフ全員が以下に掲げるおもてなし五箇条を理解・実践し、利用者との双方向コミュニケーションを重視したホスピタリティ溢れる接客をします。また、当協会が公園の管理運営で培った接客ノウハウにより接客対応向上に努め、公園利用者がこの公園を利用して「本当に良かった」と思える接客を目指します。

特に本公園は、サクラやツツジをはじめとした花木などの自然が魅力の一つであるため、その日の開花情報や紅葉情報を全職員が共有し、利用者の案内を行います。



公園スタッフが着用する
ユニフォーム

おもてなし五箇条

【笑 顔】常に明るく笑顔で対応します。

【挨拶】お客様に積極的に挨拶をします。

【身だしなみ】ユニフォームを着用し、名札を見やすい位置につけ、お客様に声をかけていただきやすいよう、身だしなみを清潔に保ちます。

【誠 実】問合わせや苦情には、相手の気持ちに寄り添い、誠意をもって対応します。

【カイゼン】お客様との対話を通じて利用者ニーズを把握し、サービス向上につなげます。

イ 接客や利用者との対話の具体的な取組

●利用案内の手引き（仮称）の作成

・本公園の基本情報、利用ルール、施設の利用案内、花や自然のみどころ情報、周辺情報、交通案内等、利用者から聞かれることが多い事項を記載した手引きを作成し、全職員が携帯します。接客対応の際には、記載内容をもとに全職員が共通した認識で対応します。

●おもてなしバッグの携帯

・コミュニケーションボード、公園パンフレット、近隣観光マップ、救急セット、ゴミ袋、公園利用案内の手引き（仮称）をいれた「おもてなしバッグ」を携帯し、様々な対応に備えます。

●施設窓口での対応

・地域の情報発信拠点として、園内情報（施設の利用方法、みどころ、イベント等）や、地域情報（自然、観光、歴史、登山情報等）について丁寧な案内を行います。

・万全な感染症対策の下で受付窓口周辺の整理整頓、窓口に向かって机を配置、問い合わせの多い情報は職員が共有できるよう事務所に掲示するなど、利用者への情報提供がスムーズに行えるようにします。

●電話やメールでの対応

・接遇マニュアルに基づき、丁寧に対応します。

・お問合せメールに対しては、通知機能を活用して素早い返信を心がけます。

●情報の共有による利用者サービスの向上

・日々の朝礼や情報伝達ツール（事務所の情報ボード、連絡ノート）、所内会議（月

1回)を活用してイベントや見どころ、維持管理作業計画等の公園に関する様々な最新情報に加え、利用者からの要望やご意見についてスタッフ全員で共有するとともに、より良い改善策を話し合い、サービスの更なる向上につなげていきます。遺失物に関しては、管理台帳によりスタッフ間で情報を共有し、「施設占有者のしおり(神奈川県警察本部)」に則り適切に処理します。

●ヤマビル・ダニ対策

- ・ヤマビルやダニ被害防止のため、除草や落葉清掃のほか、園内数か所に塩ボックスを設置し、忌避剤(食塩・食酢)を自由に使えるようにし、被害の減少に努めます。
- ・利用者が安心して公園を利用できるよう、パークセンターやホームページにて、ヤマビル情報や塩ボックスの位置情報を発信し、を作成します。
- ・ダニは無理に引っ張ると口器が皮膚に残り、炎症を引き起こすなどの恐れがあるため、

●ユニバーサルなサービスの提供

- ・子どもから高齢者、障がい者、外国人等、誰もが安全・安心・快適に公園を利用いただけるよう、ユニバーサルなサービスを提供します。⇒詳細は計画書7(3)

ウ 公園利用ルールの利用者への助言、指導等の考え方

すべての利用者が公平・公正に気持ちよく公園を利用いただけるよう、条例や規則に違反している場合や危険な行為、他の利用者の迷惑となる行為等はもとより、本公園では犬のノーリード、花火やたき火なども禁止しています。

また、利用者相互の安全確保として、新型コロナウイルス感染拡大防止対策のためのルールを策定します。⇒詳細は計画書9(2)ア

●利用ルールの策定

- ・条例や規則等に規定された利用ルール以外に、利用者間の調整等のために策定が必要なルールについては、利用者や利用団体等から多様な意見を聴取し、県とも協議したうえで、公平・公正な利用ルールを策定します。

【利用ルールの主な項目】

項目	主な指導内容
利用マナーの向上	ボイ捨て、火遊び、自転車等の乗り入れ、破壊行為、立入禁止区域への侵入、スケボーの使用、犬のノーリード、不法投棄等
施設の適正な利用方法	遊具、トイレ等
受動喫煙に関するルール	健康増進法及び神奈川県公共施設における受動喫煙防止条例に基づいた屋外での配慮及び特定の施設における禁煙
園内の自然環境の保全	動植物採取の禁止、動物へのエサやり禁止等
新型コロナウイルス対策	換気、3密回避、手指衛生に留意等

●利用ルールの周知等

- ・これらの利用ルールはピクトグラムを用いるなどの工夫をしながら、園内看板、ホームページ、パンフレット等で広く周知します。対面でルールを説明する際は、複数での対応を基本とし、相手の立場、気持ちに配慮して対応します。

エ マニュアルの整備や研修によるスキルの向上

ホスピタリティ溢れる接客をするため、接客マニュアルの整備と研修を行います。

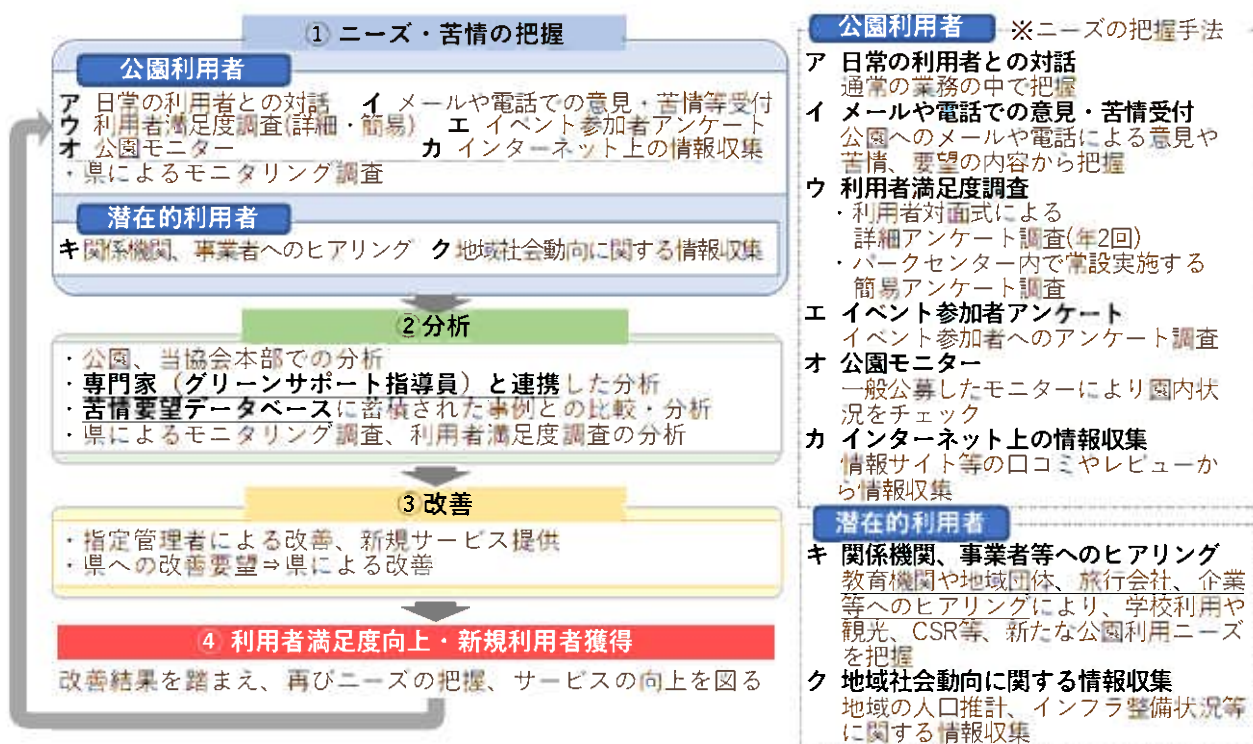
●接客マニュアルの整備

- ・言葉づかいから身だしなみ、電話対応、クレーム対応まで、接客対応に必要な内容が網羅された接客マニュアルを協会本部で整備しています。

●研修の実施

(2) サービス向上のために行う利用者ニーズ・苦情の把握及びその内容の事業等への反映の仕組み等

公園を利用されている利用者のみならず、これから公園を利用する可能性のある潜在的利用者を含め、「①ニーズや苦情を的確に把握」「②分析」のうえ、「③運営を改善」することで、「④利用者満足度の向上、新規利用者の獲得」を図ります。



苦情・要望データベースの構築

当協会では、専用のデータベースソフトを用いて、当協会が管理する公園の苦情や要望等の対応事例を蓄積しています。対応事例をニーズの分析に活用するとともに、事例を蓄積していき、全公園の対応力向上を図ります。



利用者ニーズを踏まえた運営改善（他公園実績）



情報元	項目	運営改善の具体例
利用者からの声	眺望点の利便性向上	・ベンチを設置し、いこいの場を提供
	駐車場での情報提供	・駐車場にパンフレット・チラシを配架
	ヤマビル被害への対応	・こまめな草刈りや塩 BOX 設置等の対策 ⇒被害件数を減少（七沢森林公園における被害件数：109 件（H22）⇒6 件（H30））
近隣住民からの声	公園樹木による日照障害への対応	・樹木剪定により日照条件を改善

（３）外国人、障がい者、高齢者等誰もが円滑に施設利用するための、コミュニケーションにおける工夫及び必要に応じた支援の方針

外国の方への多言語での対応に努めるほか、「ともに生きる社会かながわ憲章」の趣旨を踏まえ、障害者差別解消法に基づく障がい者への合理的配慮、高齢者への配慮、子育て世代が安全・快適に利用できる環境を整え、ユニバーサルな対応を推進します。バリアフリー対応の状況やユニバーサルな対応の内容はホームページやパンフレット、園内看板等で情報提供します。

また、公園利用者や外部の専門家との対話や意見聴取の機会を積極的に設け、常にサービスの改善に努めます。

ア 外国人利用者への対応

次の取組により、外国人にとってわかりやすく、安全・快適な利用環境を提供するとともに、XXXXXXXXXXと連携した外国人モニターのチェックにより、利用環境の向上に努めます。

【利用案内】 JIS 規格に準じたピクトグラムによる案内を設置／4ヶ国言語対応ホームページの導入／翻訳機器や翻訳アプリの導入／パークセンター内にフリーWiFi の設置／XXXXXXXXXXを参考に「やさしい日本語」を用いた各種案内の導入

【安全確保】作業時の制札や立入禁止区域の多言語表記と「やさしい日本語」表記



ピクトグラムの例

イ 障がい者への対応

合理的配慮により、障がいのある方（身体、知的、精神、心身の機能障害等）とその

家族、支援者、介助者等が利用しやすいサービスを提供し、心のバリアフリーを念頭においた利用者対応に努めます。

■物理的環境への配慮

パークセンターで車いすや四輪歩行器の貸出／バリアフリーエリアの公園マップ表示等による周知／身体障がい者向けサービスの周知／車いす利用者の目線を意識した展示の作成

■意思疎通の配慮

【視 覚】点字パンフレットの導入／神奈川県「色使いのガイドライン」に則った園内掲示物や配布物の作成

【聴 覚】職員による対応／コミュニケーションボードの設置／筆談対応／電話以外の問い合わせツールの用意（ホームページ、メール、FAX）

【その他】知的障がい者等との会話は、ゆっくり、丁寧に対応／障がい者の支援者、介助者等も含めた丁寧な対応

ウ 高齢者への対応

利用の多い遊具利用者のうち、家族連れの中に祖父母を伴う等のケースも見られるため、車いすの貸出等により、高齢者も利用しやすい環境を整えます。

車いす、四輪歩行器の貸出／職員による対応

エ 子育て世代への対応

本公園は親子連れの利用が多く見られます。誰もが楽しめる公園として、子ども用便座の設置等により子育て支援策を充実します。

授乳スペースの管理、子ども用便座の設置／掲示物へのルビ振り

（４）神奈川県手話言語条例への対応（利用者対応の取組について）

神奈川県手話言語条例の制定を受け、協会本部において職員を窓口配置するほか、コミュニケーションボードの活用や筆談や大きな声で対応する用意ができていることを示す「耳マーク」をパークセンターに掲示します。手話を使いやすい環境をつくるため、会議で手話のほか、利用者への手話の普及啓発に取り組みます。

手話の使用環境、
聴覚障がい者の利
用環境向上

職員による対応
・コミュニケーションツール（コミュニケーションボード）を設置
・電話以外の問い合わせツールの用意（メール、FAX）

●提案内容の実現に向けたバックアップ体制

本部のバックアップ体制

- ・協会本部では、接遇対応や手話の普及等を推進する担当部署を設けており、各種研修やクレーム対応のバックアップ体制を整えています。

公益事業としての予算の充当

- ・ピクトグラム設置や点字パンフレット、4 か国語対応のホームページ導入等にあたり、指定管理料のほか、当協会の公益事業の独自財源「SDGs 推進事業積立資産」を充当して予算を確保します。

<令和7年度の実施内容>

- ・おもてなしバッグ（利用者案内の手引きを含む）の携帯
- ・ヤマビル対策として、塩ボックスや XXXXXXXXXX の利用周知
- ・利用マナー、施設の適正利用を周知
- ・ピクトグラムによる案内設置、4か国語対応ホームページの導入、翻訳機器の導入等により、外国人にわかりやすく、安全・快適な利用環境を提供
- ・車いすや四輪歩行器の貸出、子ども用便座の利用を周知
- ・手話言語条例対応として、 XXXXXXXXXX

計画書 8 「日常の事故防止、緊急時の対応」

（１）指定管理業務を行う際の公園の特性を踏まえた事故防止等の取組内容

日常の事故防止においては、想定されるリスクを事前に管理し、リスクの発生による損失を回避し、不利益を最小限におさえる「リスクマネジメント」の考え方を取り入れ、リスク抽出、分析・対策立案、実行、再評価により事故の未然防止を図ります。

リスク抽出	リスク分析・対策	業務への反映と研修
業務上のリスク洗い出し 利用者・職員の視点の採用 過去の事故、ヒヤリハット履歴確認	緊急度に応じたリスク分析 急を要す事案への即時対応 長期的対応への暫定措置、県協議	対応結果の「ハートマップ」への反映 事故・不祥事防止会議、ミーティング リスクマネジメント研修による意識向上

【本公園の特性を踏まえたリスク分析と対応例】

特性・リスク	対応
広大で勾配ある樹林地ゾーン ・死角における事件・事故、迷子の発生 ・園路沿い等での枯れ木や枯れ枝の発生 ・ヤマビル・ダニ被害	→人目の届きにくい園路の重点パトロール(自然散策路等) →日常巡視による状況把握、危険木・枯れ枝処理 →危険生物の早期発見・駆除、ヤマビル・ダニ対策 (⇒計画書 8 (2) イ参照)
様々な遊具における不具合や転落・衝突などの事故	・日常点検、専門業者による定期点検 ・利用状況の監視・指導を行うスタッフの配置 (⇒計画書 3 (2)、計画書 8 (1) イ参照)

ア 事故防止の体制

園長を危機管理責任者とした園内体制を確立するとともに、関係機関や地域等と連携した体制強化、情報共有や巡視の徹底等により事故の未然防止を図ります。

- **事故・不祥事防止会議**：協会本部及び各園長等で構成し、これまでの公園管理ノウハウと事故やヒヤリハット事例をもとに事故情報の共有と再発防止策を検討・実施しています（原則、月1回）。
- **所内会議・毎朝の作業前ミーティング等**：月1回、園長・副園長・総括管理主任・公園管理主任による会議を開催し、各月の作業計画や作業内容に応じた安全管理事項の確認、他公園での事故事例の共有等を行い、安全管理レベルの向上に努めます。



所内会議イメージ

イ 具体的な事故防止の取組

（ア）施設別の安全対策

日頃の巡視点検を安全管理の基本ととらえ、点検と連動した速やかな安全対策を行います。
⇒詳細は計画書3（2）

- **全園一斉施設点検パトロール**：公園管理運営士資格を有する職員による施設点検を行います（年1回）、その結果を公園職員と共有し、改善策を共に考え、実行します。

施設名	施設ごとの安全確保のポイント
遊具	・遊具は「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂第2版）」（平成26年6月国土交通省）及び遊具の安全に関する規準（JPFA-SP-S:2024）（2024年4月社団法人日本公園施設業協会）に基づき、毎日の巡視に合わせた点検と月1回の触診や打診等を行う使用点検に加え、専門の業者による定期点検を実施。遊具点検履歴書を作成し更新 ・異常時は利用を中止し、専門業者に精密点検や修理を依頼 ・安全な遊び方が認識できるよう、絵や図を取り入れた解説板を設置 ・不具合や遊具の基準不適合で「使用不可」の判定となった際には、直ちに遊具を使用中止にするとともに土木事務所に報告
園路・階段・広場	・園路・広場の不陸、陥没、段差の有無、木柵、ベンチの腐食等点検、などを重点的に点検 ・スリップ事故防止のため、落ち葉清掃、強風や大雨後の清掃、降雪後の除雪を速やかに実施
樹林地・自然散策路	・地形的に周囲から見えにくいこと、人通りが少ないことから、防犯等安全対策のため重点的なパトロールを実施 ・急勾配の園路・階段の水みち防止や修繕をその都度実施
防護柵	

（イ）日常作業の安全確保

●来園者に対する安全確保

作業時間の配慮	
作業エリアの確保	・明るい時間帯での作業エリア安全確認、安全性の高い刈払機の使用徹底、小石の飛散等が起きる可能性のある機械作業にあたっては、来園者が作業エリアに立ち入らないように立入禁止措置
来園者への周知	・作業場所、作業内容等を看板等で来園者に事前周知
農薬使用の軽減と適正使用	・農薬の使用は、「公園・街路樹等病害虫・雑草管理マニュアル」、「病虫害雑草防除基準」に基づき安全管理のもとで実施
データベース化	・類似事故防止のため事故情報データベース化による施設間の情報共有


ロータリー式
刈払機

●作業員の安全確保

作業前：道具・体調のチェック、計画の作成・共有

- ・体調や作業内容、適切な服装や保護具の確認、視覚環境の確認（明るく見通しがきくか）
- ・熱中症防止のため、熱中症指数計の携行や、暑さ指数(WBGT)を加味した作業計画の作成(作業環境が悪い場合の事前中止や延期を含む)、水分補給、空調作業服導入の促進

作業中：確実な保護具着用、周辺安全確認

- ・労働安全衛生法に基づく適切な保護具（保護メガネ、安全靴、プロテクター）の着用
- ・作業内容に応じた監視役の配置や適切な休憩
- ・ヤマビル・ダニ対策、スズメバチ対策（トラップ設置、ボイゾンリムーバー、駆除スプレーの携帯、スズメバチのアレルギー検査の受診等）の実施

作業後：ふりかえり、次回への反映

- ・ヒヤリハットの確認と次回作業への反映、適切な現場の片付け、後処理

●ルールの徹底のための抜き打ち検査

日々の安全確認に加え、安全管理が適切に履行されているかを確認するため、年2回協会本部職員等が抜き打ちで検査を行います。

ウ 防犯対策

(ア) 園内での具体的な防犯対策

- ・日常パトロールや利用者からの情報により、園内の樹林地の見通し確保、園路灯の点灯チェック、トイレ周辺等の死角の減少を図ります。
- ・トイレの防犯対策として、巡視時の見回りを行います。
- ・ゴミや不法投棄、放置自転車やバイク、落書き、破壊行為などを早期発見・早期処理し、犯罪を呼び込まない雰囲気づくりをします。
- ・事件・事故の発生時に備え、警察、消防車両が園内に進入できる範囲を把握し、日頃から障害物や支障枝等を取り除き進入路を確保します。

(イ) 地域と一体となった防犯対策

●公園の活性化による防犯

- ・来園者への積極的な声掛けなどで、顔の見える関係を築くとともに、地域の方々にボランティア等で公園の管理運営に参加していただくなど、地域の皆さまに見守ってもらえる公園とすることで、犯罪防止を図ります。

●地域の関係機関（市町村、自治会、警察、消防、学校等）との連携

- ・日頃から、犯罪や事故情報に関する情報の共有やイベント等の開催情報の共有を図り、地元の警察や消防、学校、自治会と顔の見える関係を構築します。
- ・松田警察署との連携を強化し、警察署による月1回の巡視を依頼します。

子ども110番の家

子どもや女性、地域住民が何らかの犯罪被害に遭いそうになって助けを求めてきた場合などに、その人を保護するとともに、警察署、近隣小中学校、家族等へ連絡する等の措置を行う「子ども110番の家」に登録し、地域防犯の一翼を担います。

エ 防火対策

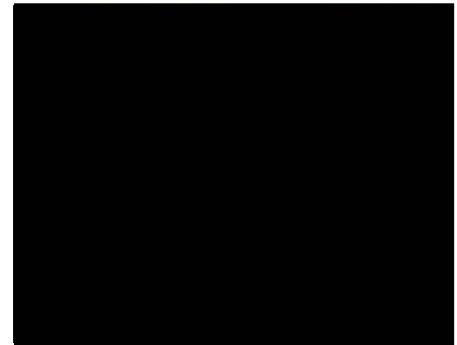
- ・消防法に基づく「消防計画」を建物施設の災害対応マニュアルとして活用
- ・建物施設が改変された場合等には必要に応じて計画の見直しの実施
- ・山林火災防止のため、煙草の投げ捨て禁止や喫煙マナー周知等、火気禁止のルール徹底・強化
- ・定期的な消防設備の点検、日頃から電気製品及び周辺環境の整備(漏電防止の徹底)を行うとともに、必要に応じて消防署の指導を受けるほか、消防署の指導のもと消防訓練を実施

- ・不審者情報があつた場合は必要に応じて巡視強化、警察への巡視要請



オ 安全管理のマニュアル等の整備

職員全員が安全管理の意識を共有し、一貫した対応とチェック体制を構築するため、次のようなマニュアルを整備します。



カ 安全管理を確実に実行するための研修等

労働災害防止、安全と健康の確保のため、労働安全衛生法に基づき、安全衛生推進者を配置するとともに、OJT から外部研修まで、職員の意識や技能向上のための研修を行います。



(2) 樹林地の過密化や巨木化等に起因する災害を未然に防止する点検等の考え方

ア 樹林地の過密化・巨木化対応

本公園の約半分を占める広大な樹林地では、過密化や巨木化が進んでおり、近年、枯損木や危険枝、大量の落ち葉、ナラ枯れ等の課題が顕在化しています。これまで長年にわたり多くの公園の管理に携わってきた経験を活かし、特に危険性の高いエリアや場面を見極め、危険因子の早期発見・対処に努める他、必要に応じて  の診断を行います。

● 日常の点検と対応

- ・倒木や枯枝が落下する可能性が高い樹林地ゾーンは重点的にパトロール
- ・接触事故防止のため、園路沿いにはみだした枝を重点的に刈り込み

● 集中的な点検と対応

- ・強風や大雨、台風の前には点検・巡視を実施し、倒木等を早急に処理
- ・園内ナラ枯れ被害状況の把握・報告、拡大防止策の実施

イ その他、樹林地における事故・災害対策

神奈川県西部の山間部に立地する本公園では、スズメバチ等の一般的な危険生物対策の他、シカやイノシシ、ヤマビル等、特有の野生生物対策が求められます。利用者や関係者と協力し、事故・災害の未然防止に努めます。⇒関連：計画書3(2)、(4)

- ・危険な生物（スズメバチ等）の目撃情報の収集と早期発見、駆除

- ・ヤマビル・ダニ対策として、草刈りや落ち葉かき等により園内の乾燥化に努める
- ・忌避剤（食塩・食酢）を充当した「塩ボックス」を樹林地ゾーン入口等に設置し、利用者自身の対策を援助
- ・県や町のシカ、イノシシ、サルの捕獲や追い払い事業が実施される際は協力し、人への被害の未然防止に努める

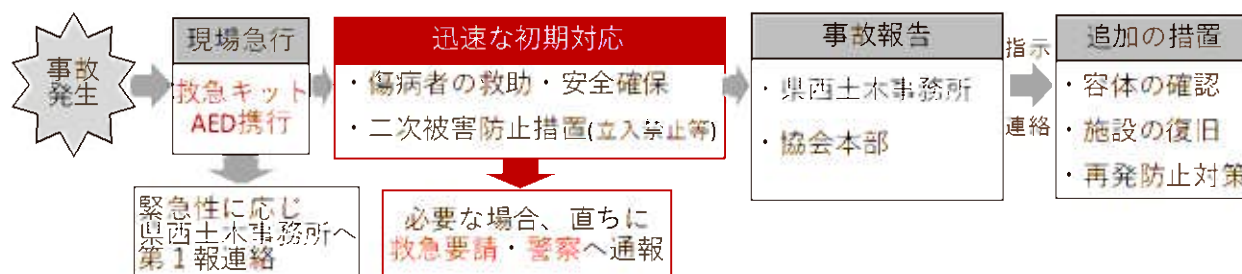
（３）事故・不祥事等の緊急事態が発生した場合や安全管理の妨げとなりうる事案を認知した際の対応方針（対応方針には、利用者に外国人や障がい者、高齢者が含まれていた場合を含む）

事故・不祥事等の発生時には、人命を最優先として「クライシスマネジメント」の考え方を取り入れ、被害の最小化、二次被害防止、速やかな報告・情報共有、復旧等事後対応、再発防止対策まで確実な業務フローにより対応します。

準備段階	事案対応段階	回復段階
職員の対応能力確保（資格取得・研修）	迅速な初期対応	容体確認、施設復旧
関係機関との連絡体制構築	二次被害防止措置	事例の共有（会議、事例集）
対応訓練の実施	関係機関へ連絡・報告	再発防止対策検討・実施

ア 事故発生時の具体的対応（利用者の安全確保）

- ・事故を認知した時点で、職員が救急キット等を携帯して現場へ急行し、傷病者の応急措置を行うとともに、必要に応じて、救急車等の緊急車両の要請と車両進入路を確保
- ・二次災害防止のため、事故現場の立入禁止措置等を実施
- ・応急措置後、速やかに土木事務所及び協会本部に報告し、対応について協議
- ・夜間等職員不在時は、機械警備の委託先警備会社と連携して、緊急連絡網により情報伝達を行い、状況に応じて緊急参集



イ 事故後の対応（情報連絡・事後対応）

- ・事故・不祥事等が発生した場合は、速やかな県への第1報、その後の状況に応じ「事故・不祥事に関する報告書」により、随時、適切に報告
- ・公園に「事故防止対策会議」を設置し、事故原因の究明、再発防止対策の検討を行い協会本部に報告するとともに、公園の全職員に周知
- ・重要な事故等については、事故防止対策会議に加え、協会本部に「事故対策委員会」を設置し、対応方策、原因究明、再発防止対策、職員への啓発等について協議

ウ 安全管理の妨げとなりうる事案への対応

犯罪予告、不審物や不審者等、公園の安全な利用の妨げとなりうる事案については、内容に応じ関係機関とも連携し、夜間等職員不在時も含め迅速な対応を図ります。

犯罪予告	・速やかに土木事務所に報告後、警察等へ通報、相談 ・巡回の強化、利用者の避難誘導、施設の保全、記者発表やマスコミ対応について、土木事務所と調整を図りながら対応
------	--

脅迫や不当な要求	・複数名で対応し、記録、警察等への通報など役割分担しながら毅然とした態度で対応 ・状況に応じて、当協会の顧問弁護士や警察へ相談
不審物や不審者情報	・速やかに土木事務所へ報告後、巡視の強化 ・不審者を確認した際は速やかに県に追加報告と相談し警察へ通報 ・不審物の場合は、現場の安全確保を優先し、県への報告と相談後、警察や消防へ通報 ・不審者と思しき方への対応は人権に配慮し慎重に対応

エ 外国人、障がい者、高齢者が含まれていた場合の対応

●安全管理上の配慮が必要な事項

想定するケース	対象者	対応内容
歩行が困難	高齢者、車椅子使用者、義足・人工関節使用者、視覚障がい者、内耳障がい者、妊婦等	■バリアフリーマップを活用した段差の少ない園路の案内、誘導 ■車いす等の貸出 ■避難時の職員同行
情報伝達が困難	聴覚障がい、言語障がい 高齢者、子ども、外国人	■筆談、コミュニケーションボードの活用 ■注意喚起のチラシにはピクトグラムを掲載 ■自動翻訳機、「やさしい日本語」の活用
いつもと違う状況への不安、混乱	知的障がい、精神障がい、発達障がい	■落ち着いた声で、ゆっくりとした会話

●多言語や「やさしい日本語」の活用

来園前に注意を呼び掛ける SNS や現地の立入規制看板等に、多言語表記や「やさしい日本語」を活用し、事故防止につながる情報アクセシビリティの向上を図ります。

元の日本語	やさしい日本語
こちらにおかけください	ここに 座って ください
直ちに避難してください	今すぐ 逃げて ください
倒木による危険箇所があり立入禁止	木が倒れています。危ないので入ることは できません。

も活用します。

●避難の補助、救護スペースの確保等

- ・車椅子に加え、導入した車椅子牽引補助装置で、歩行が困難な利用者の避難を助けます。
- ・管理事務所の会議室を救護スペースとして確保し、簡易ベッド等を常備します。



“救護所”を伝える「やさしい日本語」と多言語表示の例



車椅子牽引補助装置

オ 不祥事事案（個人情報流出、瑕疵に伴う利用者の受傷等）を認知した際の対応

● ①不祥事防止策の徹底→②発生時の迅速かつ誠実な対応→③再発防止策

- ① 組織として、日頃から研修などを通じて職員への不祥事防止の意識醸成を行うとともに、法令や当協会の「協会が保有する個人情報の扱いに関するガイドライン」など各種規程やガイドラインに基づき適切に業務を遂行することを徹底
- ② 不祥事が発生した場合は、すぐに被害の拡大防止と状況の把握を行うとともに、組織として責任と誠意を持って、役割分担しながら、被害を受けた方への連絡と謝罪、県への報告と早急な対応策の実施、警察やマスコミ対応などを行う。また、被害者の損害についても誠意を持って対応
- ③ その後は再発防止に向けて、原因の究明や対策の検討等、組織として業務への反映や改善

<令和7年度の実施内容>

- ・園内体制の維持、事故・不祥事防止会議や所内会議の開催の継続
- ・安全管理のマニュアル等の運用
- ・車椅子牽引補助装置の活用

計画書 9 「急病人及び新型コロナウイルス等への対応」

(1) 急病人等が生じた場合の対応

園内で急病人やけが人が生じた場合には、「安全管理マニュアル」に従い迅速に対応します。職員が急病人等の状況を把握した上で、病院や消防に連絡するほか、必要に応じて心肺蘇生やAEDの利用などの応急措置を施します。

全職員が冷静に対応できるよう、定期的な教育・訓練を行って技術習得とスキルアップを図ります。

ア 急病人が生じた場合の具体的対応

●対応の流れ



※事象ごとの対応は別表記載

●主な傷病人対応の具体例

傷病の事象	対 応
転倒	打撲・擦傷等症状の確認と応急処置
ヤマビル・ダニ・ハチ刺され	症状の確認と応急処置、病院の紹介
熱中症	濡れタオル、冷却剤等の持参及び屋内、日陰への誘導・搬送
園路での急病人	急病人の状況確認、救急車の要請、進入路の確保
施設異常を伴う場合	異常個所の確認と立入禁止措置等

●近隣医療機関の情報把握と提供

本公園近隣の病院等の連絡先、診療科、休診日や休日診療の有無等を把握し、救急要請が必要ない場合においても、速やかな情報提供ができるように体制を整えます。

イ 救命に関する職員研修と備え

パート職員を含め、全職員がAEDや応急手当に関する知識や技術を取得し、緊急時に適切に行動できるように以下の講習会等も受講します。

(ア) 救命講習の受講

職員は

します。

(イ) 防災訓練等におけるAED取扱い訓練の実施

毎年実施する防災訓練の中で、避難訓練、消火訓練、AED取扱い訓練等を行い、パート職員含めた全職員がAEDを操作できるようにします。



幼児安全法支援員の資格取得



園長、副園長等が、こどもに起こりやすい事故の予防と手当について、乳幼児の一次救命処置（心肺蘇生、AEDを用いた電気ショック（除細動）、気道異物除去）、こどもの病気と看病の方法について学びます（幼児安全法支援員の資格取得）。

（ウ） 連携した救助訓練の実施

県内では、低山地においても滑落等による事故が発生しており、救助の際には警察署や消防署との連携が不可欠となることから、西丹沢 VC と協力し公園内において と連携した救助訓練を実施します。訓練の際には職員はロープワーク等について隊員から指導を受け、技術の向上を図ります。



救助訓練の様子

（エ） AED の確実な配備

パークセンターに AED を設置します。また、救急キットを常備して必要に応じて応急処置を行います。

（２）新型コロナウイルス等の感染症に対する対応方針

ア 新型コロナウイルス感染防止のための取組

新型コロナウイルスの感染法上の位置づけが 5 類へ移行したことを受け、取り組み内容を見直し、神奈川県が提供する新たな「感染防止対策取組書」に沿って、「利用者の感染防止」と「職員の感染防止」を目的に感染防止対策を実施しつつ、健康増進と憩いの場としての公園の管理運営を行っています。

感染防止対策

利用者の
感染防止

職員の
感染防止

（ア） 基本的な対応

- ・換気、3 密回避、手指衛生に留意
- ・消毒液、検温装置、入場時の検温、アクリル板、ビニールシートなどのパーティション（仕切り）は各施設等の判断で対応
- ・コロナ感染防止のための職場内消毒は不要
- ・実施する感染防止対策を「感染防止対策取組書」に記載して施設入り口に掲示
- ・感染が急拡大している時期や季節性インフルエンザとの同時流行など、状況に応じて対策強化を検討

（イ） 職員の対応

- ・マスクの着用は個人の主体的な選択が尊重されるが条件により着用
- ・窓口対応等対面で県民と接する際に着用を求められた場合等はできるだけ着用。
- ・コロナへの羅漢が疑われる体調不良の際は無理せず、自宅療養
- ・できる場合はテレワークを検討

イ その他の感染症等の対策

発生が懸念される多様な感染症についても、衛生管理、植栽管理等を徹底し、被害の防止に努めます。

また、利用者に対し感染症に対する意識向上の啓発を行うとともに、症状や被害が確認された場合には、関係機関への連絡など迅速に対応します。

【想定する感染症等】

ノロウイルス イベント時の食品 出店	- 調理者の健康管理の徹底、調理者の調理前後やトイレ等時の手洗いの徹底、調理場所や器具の消毒（次亜塩素酸ナトリウム、熱湯等による） - 嘔吐等処理の備えとして、処理セット（手袋、ビニール、消毒液等）を常備
蚊媒介感染症（ジカ熱、デング熱）	- 不要な水たまりをなくす（バケツ、植木鉢、竹の切り株等の水除去） - 注意看板の設置（蚊への対策について注意喚起） - 虫よけスプレーの貸し出し（パークセンターで貸出用のスプレーを常備）
鳥インフルエンザ	- 通常時：不審死した野鳥を見つけた場合、マスク、使い捨て手袋を装着して、死亡した鳥を素手で触らずに密閉し、段ボール箱などに入れ倉庫等に保管後、県政総合センターに報告 - 県内で発生した場合等：不審死した野鳥を見つけた場合、来園者が触る恐れがあるため、半径 10m 以上について出来るだけ立ち入り制限処理を行った後、県政総合センターに報告
豚熱（CSF）	園内の果実、野菜くずの管理や生ごみ等を速やかに清掃、園路脇の藪の刈込等、イノシシと人との接触防止に努める

＜令和 7 年度の実施内容＞

- ・ 近隣の病院等の把握と体制整備の確認
- ・ XXXXXXXXXX 幼児安全法支援員の資格取得の推進
- ・ 新たな「感染防止対策取組書」に沿った取組の実施
- ・ ノロウイルス、デング熱、鳥インフルエンザなどの感染症等の対策の継続

（１）異常気象（大雨、台風、熱中症アラート等）への対応方針（事前、初動、発生時、応急復旧時）

異常気象に対しては、公園利用者や関係者（公園内事業者やボランティア活動者等）、周辺住民、公園職員の人命を最優先に判断し行動することを対応方針とします。

大雨や洪水、台風などの風水害に対しては、県や町の地域防災計画とともに、当協会が作成した [] に基づき、事前の備え、初動から発生時、解除後の応急復旧・報告の各段階をタイムラインに沿って、迅速かつ適切に対応します。

ゲリラ豪雨や雷など、リスク出現から被害発生までのリードタイムが極めて短いリスクについては、情報収集後、速やかに避難誘導等を行います。

熱中症警戒アラートや高温注意報が発表された場合は、公園利用者に園内放送等で注意喚起を促すとともに、作業員の熱中症対策を特に入念に実施します。

[] 日頃から災害への備えを整えています。

ア 台風の接近、大雨洪水に関する対応

●的確な情報収集

テレビや関係機関からの情報、気象庁の「高解像度降水ナウキャスト」、「山北町あんしんメール」等を活用しリアルタイムな情報収集を行います。

●タイムラインに沿った具体的な対応（台風の例）

●体制の整備

- ・非常事態が予想される場合や県から指示があった場合には、職員の安全を確保したうえで夜間待機。また、翌日早朝等にパトロールを行い、速やかに県に報告。
- ・早朝等勤務時間外に発表された場合には、職員の安全確保、交通機関の状況を考慮しながら必要に応じて園長が総括責任者として職員を招集

※異常気象等の災害発生時の体制は、計画書 8（1）の事故防止体制に基づき対応

令和元年に発生した台風 15 号・19 号においては、による被害が全国的な課題となりましたが、当協会が管理運営を行っている七沢森林公園においては、対策に加え、必要な対策を講じ業務継続性を担保しました。また、イベント等で使用するをとしても活用。台風シーズン前には、しています。

イ ゲリラ豪雨や雷等への対応

- 情報収集：アと同様
- 利用者への注意喚起等：大雨や雷注意報が発表された場合には、園内放送等による注意喚起、屋内退避等と呼びかけ
- 樹林地内への立入規制：トチヤ沢に至る樹林地園路の規制
時間雨量 30 mmを超える降雨が予想されるなど、緊急時にはトチヤ沢に下る自然散策路の通行止めの措置を県と協議の上で行います。

ウ 熱中症警戒アラートへの対応

- 情報収集：
 - ・環境省及び気象庁が発表する熱中症警戒アラートの情報収集を官庁 HP や自治体メールマガジン等で確認
 - ・アラートの発表がない場合でも、毎朝暑さ指数（WBGT）を確認し職員で共有
- 事前準備：
 - ・事前に危険性を確認した場合は水を多めに準備
 - ・熱中症応急セットを配備
- 利用者への注意喚起等：
 - ・園内放送等により休息や水分補給の呼びかけや巡視により頻繁に参加者の体調確認を促す

◆熱中症応急セット

保冷剤、タオル、スポーツドリンク（経口補水液）、うちわ等
※意識障害の疑いがある場合は、水分は与えない

◆空調作業服

職員の熱中症対策としてファンのついた空調作業服の活用を促進します。



WBGT	熱中症予防運動指針	公園での対応
33℃以上	熱中症警戒アラート発表	園内放送や巡視等により水分補給や木陰・屋内での休息を呼び掛ける
31℃以上危険	運動は原則中止	
28～31℃厳重警戒	激しい運動は中止	巡視により公園利用者の様子を確認
25～28℃警戒	積極的に休憩	
21～25℃注意	積極的に水分補給	

エ その他気象災害への対応

●土砂災害警戒情報への対応

土砂災害警戒情報が気象庁と県から発表された場合、危険区域への立入禁止や利用者への注意喚起及び職員への周知を行います。解除後には、斜面地のクラック、漏水の有無等パトロールを実施します。

●その他の異常気象等への対応

竜巻注意情報が発表された時、県から光化学スモッグ注意報が発表された時などは、園内放送等により利用者に注意喚起を行います。

●大雪、暴風警報が発表された場合の対応

危険が差し迫っている場合を除き、職員がパトロールを実施して園内の安全確認を行い、必要に応じてセイフティーコーンやバーなどで立入禁止の措置をとります。

(2) 公園の「震災時対応の考え方」に示す初動体制等への対応

ア 山北町で震度 4 発生時

● 配備体制

- 地震発生後 30 分以内（勤務時間外に発生した場合は、報道等により情報を収集し、被害発生のある場合は、明るくなり、アクセス道路の安全を確認した上で参集し、現地を確認。夜間の参集がなかった場合でも翌朝 8:30 までに土木事務所や当協会本部に報告できるよう参集に努める）にパトロール班を編成

● 初動体制

- 園内パトロール、利用者の安全確認、設備機能点検の実施
- 負傷者がいる場合は、応急措置及び救急車の手配
- 危険箇所等は立入禁止措置、園内放送等で利用者へ注意喚起、周辺交通情報等の確認が取れた場合は帰宅を促す
- パトロール結果に基づき、随時、土木事務所に報告（勤務時間外であっても、被害があった場合は、土木事務所へ速やかに報告。）
- 周辺住民の避難等がある場合は、パークセンター、旧管理事務所等で受入れ、
広域避難場所や避難所
への誘導や緊急物資の配布などを実施

イ 山北町で震度 5 弱以上もしくは県内で震度 5 強以上、大規模災害発生の場合

● 配備体制（勤務時間内に発生した場合）

- 原則として当日勤務している全職員が配備体制（総括責任者、次席責任者、連絡係、パトロール係、支援係）に基づき対応



● 勤務時間以外の参集体制

- 園長は本公園に参集

- 緊急時に落ち着いて適切な行動がとれるように

係名	主な業務
連絡係	情報の収集と報告、関係機関との連絡調整等
パトロール係	園内巡視、被害報告、利用者誘導、応急対策実施など
支援係	施設の点検、救援活動、物資の管理など

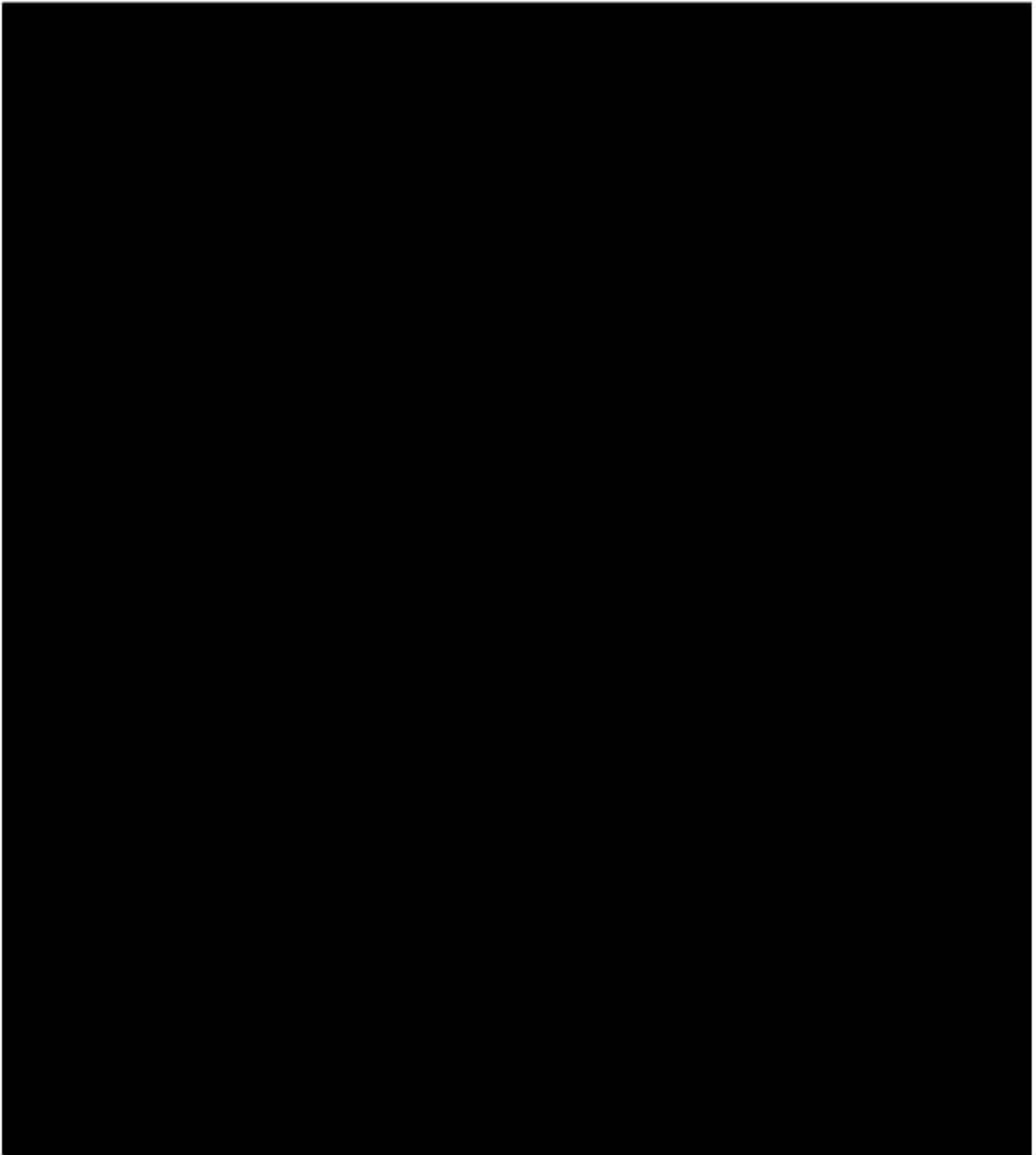
- 職員は参集し次第、初動体制を土木事務所と協会本部に報告
- 震災発生後、原則 3 時間以内（夜間の場合は、報道等による情報収集を行い、明るくなり、アクセス道路の安全を確認してから）に。県内震度 6 弱以上の場合、第 2 次体制として配備人数を増やすとともに、対応

ウ 初動時～緊急時～復旧・復興時の対応

大規模地震発生時には、県が示す「山北つぶらの公園の震災時対応の考え方」及び当協会の  のタイムライン（防災行動計画）に沿って迅速かつ確実な対応を行います。

本公園は、山北町の広域避難場所には指定されていませんが、公園周辺の状況を踏まえ、柔軟な対応をとります。

●タイムライン（防災行動計画）



●タイムラインに合わせた対応の重点

初動時 発災から3時間後 まで（パークセン ター体制確立）	・急を要する連絡調整に当たっては、 確実性を向上	迅速な各公園の状況把握が可能
初動時 発災から3時間後 まで（園内パト ロール、避難誘導）	・人命優先・被害拡大防止を第一に、 迅速な園内の状況把握 ・感染症対策を講じた滞留者の受入れ（計画書9 （2）ア参照）	
緊急時 発災から3日間 （応急対策業務）	・トイレ、執務場所、滞留者の受入場所等の電気、水道等ライフラインの復旧にあたっては地元企業との連携により迅速に対応	
復旧・復興時 発災から4日以降	・避難者受入れ、ボランティア活動拠点など、多岐にわたり想定される公園の活用状況に合わせ、山北町等と連携した柔軟な対応 ・復興時には、近隣住民の憩いの場となるよう特に衛生面に配慮し施設の清掃管理を徹底	

（3）大規模災害発生時の公園の特性、立地状況等に応じた災害対応の考え方（地域との連携、防災訓練、災害発生時の協力等）

ア 災害に備えた事前対策

（ア）基本的な考え方

普段から必要な機器設備の点検と適切な維持管理を行うとともに、常に最新の地震情報を利用者に提供できるよう必要な情報の収集に努めます。

- 災害情報の受発信**：地震警報機能付きラジオやテレビに加え、新たに防災行政無線同報系戸別受信機、スマートフォン等向けアプリケーション、携帯電話への「山北町あんしんメール」等を活用し、起こりうる災害の情報収集を絶えず行います。
- 災害対策マップの活用と更新**：災害対策マップを作成し、緊急時に来園者が迷うことなく安全な場所まで避難できるよう掲示板などに明示します。マップは公園の改修工事の結果や周囲の状況変化に応じて適宜改訂します。

（イ）震災時利活用施設等の維持管理

●想定される活用施設

施設	想定される利活用	管理方法
パークセンター、旧管理事務所、倉庫	情報センター、救護措置、一時避難、応援・復旧・復興活動の支援	・蓄電池の点検、発電機燃料の確保、緊急連絡手段（IP無線機、衛星電話）の点検、担架や救急医薬品の備蓄・点検
中央広場、里の広場	応援・復旧・復興活動の支援	・緊急車両の進入路の支障物の撤去、園路の維持管理
駐車場	物資置き場、応援活動拠点	・舗装、危険物の撤去
各トイレ	トイレ	・日常清掃等
園内放送、照明	情報伝達、照明	・日常点検

●施設の日常点検

- ・震災時に利活用が想定される施設の点検周期、方法等を定めたチェックリストを作成しパトロールを実施
- ・原則、月1回、震災時のパトロールコースを異常の有無や動作等を確認しながら巡回

●備品類の日常点検

- ・毎年1回以上、発電機や懐中電灯、トランシーバー等の動作や残量の確認等の総点検を行い、必要な交換や更新を行います。
- ・常備しておくべき資機材及び救急医薬品は数量と保管場所を示したリストを作成し、

- ・パークセンター、倉庫に掲示し職員間で共有します。
- ・通常業務に使用するカラーコーンや工具類は、使用後に必ず保管場所に戻し、非常時に確実に使用できるようにします。

(ウ) 防災訓練・職員教育

- **防災訓練**：大規模災害発生時でも迅速かつ冷静に対応できるように各種防災訓練を実施【シェイクアウトプラスワン】（令和2年度以降休止、再開した際には登録・参加）

「かながわシェイクアウト（いっせい防災行動訓練）」に事前登録を行い、県の一斉実施日に合わせて地震発生時の**安全確保行動**を行います。またシェイクアウト訓練に加え、以下の訓練を行います。

緊急連絡網の再確認

- ・公園での避難経路の確認

災害時

に適切に対応できるよう訓練します。

- **職員の意識向上の取組**

や地元消防と連携した消防訓練では、過去に起きた東日本大震災の各公園の体験や被災地での復興支援に当たった職員の体験を盛り込み、職員各自が災害対応についての理解促進を図ります。

- ・緊急時には震災対応に専念できるよう、

職員への意識付けを行います。

イ 本公園の特性、立地状況等に応じた課題と対応

(ア) 特性・課題

- ・本公園は土砂災害警戒区域には指定されてはいませんが、大規模災害時には急勾配の樹林地ゾーン等で土砂災害が発生する可能性があります。
- ・国道246号から本公園へのアクセス道路上に土砂災害警戒区域に指定された箇所があります。
- ・また、遠方からの利用者も多いため、地震等の大規模災害が発生した場合、帰宅困難者等が発生することが予想されます。
- ・災害時には利用者の安全確保のため、利用者や地域住民の避難や救助に的確に対応していく必要があります。

(イ) 対応

- ・日頃から巡視、点検を徹底するほか、気象情報を把握し、必要に応じて事前の対策を行います。
- ・また、一時避難場所ではありませんが、遠方の利用者やご近所の方が避難してきた際には適切に対応し、広域避難場所にスムーズに避難できるよう努めます。

(ウ) 地域との連携

- ・広域避難場所である共和のもりセンター、避難所である同センター・共和トレーニングセンターへの誘導方法や帰宅困難者の受け入れ態勢について、事前に町と調整し災害に備えるとともに、被害状況や避難経路について迅速に避難者へ提供するため、ハンドマイク等を整えます。

- ・災害時の限られた職員でも迅速かつ的確な対応がとれるよう、日常からと協働で防災訓練を実施するなどして連携を深めます。
- ・当公園駐車場がヘリポートに位置付けられていることから、災害時の適切な運用方法も地域団体とともに研究します。

●共同での訓練、体験イベント

消防署と連携した救急救命訓練の実施	消防署の協力により、全職員を対象に年1回消防訓練、AEDを使用した心肺蘇生法の訓練を実施
共同による防災訓練の実施	震災時の公園利用者の避難誘導や救急活動、炊き出し体験などを年1回以上、実施
と連携した救助訓練	と連携し、低山地における救助訓練を実施。
シェイクアウトへの参加	神奈川県が企画するシェイクアウトへの参加
市町村防災教育への参加	公園が企画したものでなく、町が企画する訓練に参加し、地域防災に関する知識を養う
情報伝達訓練への参加	県が主催する情報伝達訓練への参加

(エ) 災害対応物品の備蓄

導入品目	内容
災害用備蓄品（食料、水）	避難してきた近隣住民や帰宅困難者が避難場所（防災拠点）に避難するまでの水と食料を備蓄します。
災害用トイレ	一般のトイレを利用して断水時にも使用できる災害用トイレキットを配備します。
衛星電話	大規模災害時、救急や消防をはじめとする関係機関と確実に連絡取れるよう、衛星電話やの通信機器を設置します。
燃料等	日常の作業における発生材を活用し、薪や木炭等の燃料を備蓄します。
上履き、ヘルメット	東日本大震災時の経験から、移動の際のケガ防止のため、上履きやヘルメットを用意します。

(オ) 災害発生時の協力等について

土木事務所や山北町の防災担当部局と連携し、速やかな災害対策活動が行えるよう、必要な連絡調整を行います。また、「震災時対応の考え方」で示された避難施設等とも連絡調整を図り、強固な防災体制を構築します。

●災害復旧への協力

- ・事態終息後には、県と指定管理者の役割分担に基づき対応しますが、県による被害箇所の本格復旧の際にも積極的に協力をします。また、災害復旧活動の拠点として県や町から要請があった場合、チェーンソー、テント等の必要な機器や物品の提供や、救援活動への支援等も積極的に行います。
- ・災害発生後に、町から要請があれば、緊急消防援助隊活動拠点設置に協力します。

●避難所（帰宅困難者滞留）となった場合の新型コロナウイルス感染症対策

計画書9（2）新型コロナウイルス等の感染症に対する対応方針に記載

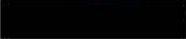
ウ 災害発生時の対応及び業務継続計画（BCP）について

当協会では、大規模災害発生や新型インフルエンザ等の感染症の蔓延に備え、事業継続計画書（BCP）を策定しており、優先的に継続する重要な業務の設定、危機管理体制の整備、協会本部にかわる災害対策本部の代替拠点等を設定し、都市公園指定管理業務を含む法人としての事業継続を図ります。

●災害時の事業継続に特に必要となる人的バックアップについて

活かし、本公園の園長・副園長不在時にも、が参集できる体制を取っています。日々の業務での連携に加え、体制を確実なものとしします。

<令和7年度の実施内容>

- ・「山北町あんしんメール」等を活用したリアルタイムな情報収集
- ・緊急時の樹林地の立入規制
- ・熱中症警戒アラートの情報収集、職員で共有、利用者への注意喚起等
- ・や防災訓練の実施、災害対応物品の備蓄等

（１）多様な主体（地域人材、自治会、関係機関）との連携、協力体制の構築等の取組内容

当協会が管理運営を行っている県立都市公園において、地域の多様な組織・団体と様々な協力体制を構築し、協働事業等を実施することで、公園はもとより周辺地域の活性化に取り組んでいます。

これら多様な主体との連携は指定管理者としての重要な使命のひとつであり、
適切なマネジメントが求められます。

開園間もなくして指定管理者制度に移行する本公園においては、最初の指定管理期間における取組の方向性が、将来の公園の在り方にも大きな影響を与えることになります。

本公園においても、当協会がこれまで蓄積してきた前述の①～③を具現化するためのノウハウを活用し、多様な主体とのネットワーク形成に取り組み、信頼関係を丁寧に構築しながら協働事業を実施し、本公園が活動と交流の拠点になるよう取り組みます。

ア 多様な主体との連携、協力体制の構築

●地域団体等とのネットワーク形成に向けた基盤づくり

令和４～５年度	
令和６年度	
令和７～８年度	

●地域団体等との連携、協力体制

指定管理期間の初年度から目に見える協働事業を実践するため、豊富な活動実績を有し、かつ活発な活動を行っている地域団体との協力体制を構築し、企画・調整を図りながら事業等を実施していきます。本公園周辺では様々な団体が特色ある活動を行っており、本公園及び地域の活性化に取り組むうえで、欠かすことのできないパートナーとなる地域団体です。

多岐に亘る事業を実施し、暮らしづくり・地域づくりに取り組んでいます。

本公園においては、樹林地の園路沿いの間伐や間伐材を活用した資源循環型の木工教室を開催するほか、周辺道路を含めたヤマビル対策の実施や公園のアクセス向上のための研究※を連携して行うなど、公園及び地域の活性化を図るため、様々な協働事業を実施します。

(地域産品の普及啓発における連携)

本公園においては、公園での足柄牛や酪農ガールプロデュースのソフトクリームの販売・地産地消の啓発等において連携していきます。

(未病改善の取組における連携)

健康事業における研究・教育プログラムを開発し、地域活性化を図るイベントを企画・運営する任意団体であり、森林セラピーガイド認定を受け、山北町の登録ガイドとして森林セラピー®プログラムを提供しています。同団体には

参加しています。

本公園においては、同団体

3者と連携し、園内の森林セラピー®コースの設定や体験プログラムの実施や、その活動を広くPRしていくための連携体制を構築します。

・西丹沢ビジターセンター、秦野ビジターセンター

(安全登山・自然保護の普及啓発における連携)

当協会が管理運営を行っている県立ビジターセンターであり、県民に丹沢大山国定公園及び神奈川県立丹沢大山自然公園の地形、動物、歴史等の学習の場並びに適正で安全な自然とのふれあい等に係る情報を提供し、県民の自然環境への理解と、登山情報を収集・発信し、登山者の安全確保に資するための施設です。

本公園は、西丹沢の前衛に位置する地形状況にあることから、丹沢・大山に関する幅広い情報提供、自然観察会・安全登山講習会、各種展示会等を両ビジターセンターと協力して実施します。

・地域のサークル・グループ等

地域提案型のイベントを積極的に受け入れ、サークルやグループ等の活動をサポートしながら、協力体制を構築し、地域とともに本公園の利活用の促進に取り組みます。

(関連：計画書4(1)イ(イ))

●自治会との連携、協力体制

との信頼関係を構築し、本公園における防災訓練への参加、イベントでの連携のほか、本公園の情報を発信していただく自治会回覧板、掲示板等における連携を予定しています。

●関係機関との連携、協力体制

西丹沢ビジターセンターの管理運営等を通じ、次の関係機関と当協会との協力体制は構築されており、本公園でも初年度からスムーズな連携を行うことが可能です。

・山北町

本公園においては、山北町の「第5次総合計画」で掲げた「町民力・地域力」「若者定住・子育て支援」の重点プロジェクト等との協力を図りながら、観光振興や未病改善の取組、本公園を含めたハイキングコースの設定等、山北地域の活性化等に向けた連携を予定しています。



森林セラピー®プログラム



西丹沢ビジターセンター

・松田警察署（平山駐在所）、小田原市消防本部足柄消防署（山北出張所）

本公園においては、緊急時の対応を依頼するほか、防災訓練等における連携を予定しています。

本公園においては、地域の障がい者や福祉施設に利用・活動・交流を促進するため、同協議会との連携体制を構築します。

イ 地域企業・学校等教育機関との連携、協力体制

●企業の CSR 活動を通じた連携・協力体制

当協会が管理運営を行っている他の県立公園では、企業の CSR 活動を積極的に受け入れています。本公園においても受入体制を整備した上で、ホームページ上での呼びかけや地元商工会等を通じながら、積極的に企業への働きかけを行っていきます。

受け入れにあたっては、資材・機材の提供や技術指導等を行うなど、活発な活動を促進するためのサポートを行います。

他公園の実績（例）	
ひまわりの種の育成	
花壇植栽活動	
外来種抜き取り活動	



花壇植栽活動（保土ケ谷公園）

●学校等教育機関との連携・協力体制

・地域の学校等の利活用の促進

近隣の学校や福祉施設等の校外活動に協力するとともに、自然や生物多様性等を通じた SDGs の普及啓発にも取り組みます。

本公園を様々な活動を行う場、発表の場等として活用していただくことで、子どもたちの公園への愛着心を醸成していきます。

他公園の実績（例）	
園内七夕飾り：保育園、	花壇への花植え：幼稚園
出張クラフト教室：小学校、	職場体験受入：中学校
公園イベントでの ESD プログラム作成：大学	



職場体験（座間谷戸山公園）

（２）ボランティア団体等の育成・連携、協働の取組内容

現在、本公園において、ボランティア活動は行われていませんが、恵まれた自然、歴史、眺望等の魅力の中で活動を行いたい人材は少なくないと考えています。

当協会が長年蓄積してきたノウハウを活用し、指定管理期間の初年度から、ボランティアを積極的に募集するとともに、活動が根付くよう支援を行うなど、将来に向けた活動の基盤づくりに取り組みます。

●本公園の特性を活かしたボランティア活動（例）



●募集方法

- ・公園ホームページ、Instagram、タウンニュース等での募集
 - ・山北町、を通じた募集
 - ・を通じた募集
 - ・園内イベント参加者への声掛け
 - ・学校等の校外学習の促進によるボランティア精神の醸成と参加のきっかけづくり
- 募集にあたっては、当協会「公園ボランティア活動要綱」に定めるボランティアとの協働の方針や活動支援内容をわかりやすく周知します。



ホームページでのボランティア募集
(茅ヶ崎里山公園)

●参加を促進するための方策（例）

- ・公園から望む富士山、相模湾の写真を継続的に募集し、常連の参加者を写真ボランティアとして育成していくなど、意欲のある方に寄り添いながら、参加しやすい雰囲気づくりに取り組みます。
- ・園内イベントに参加した際にポイントを付与し、花苗やお茶等をプレゼントをするなど、公園で実施する取組のリピーターを増やし、活動機会を促進します。

●育成、研修

- ・ボランティアコーディネーターは、本公園スタッフはもとより、専門知識・技術を有する上記（1）の「地域人材・団体」、「自治会」の協力者が行います。
- ・当協会主催のボランティア研修会（先進事例の視察研修会等）への参加を促進します。
- ・日頃からボランティアの声を取り入れ、希望に応じ発表の機会をつくるなど、活動意欲を高めていくよう取り組みます。

（3）周辺施設（他の公園、施設等）との交流・連携の内容

ア 他の公園との交流・連携



相互の歴史や自然情報の発信はもとより、本公園の鐘ヶ塚砦跡と戦国時代の情報伝達法である「のろし上げ」を連携して行うほか、本公園において河村城跡等に関するパネル展を開催します。

●「花とみどりのフォトコンテスト」の開催

当協会は、県立都市公園や県立自然公園を舞台にした「花とみどりのフォトコンテスト」を開催しています。毎年約 600 点の作品応募があり、専門家による応募作品の審査を行い、各公園等において入賞作品展を開催しています。

今後、本公園の作品も募集対象とするほか、本公園における入賞作品展を企画します。

●公園関係団体を通じた連携

当協会が加盟する「全国公園協会協議会」、「首都圏みどりのネットワーク」、「県・市公園緑地協会等連絡協議会」において、様々な公園関係団体との情報交換や他公園の視察等を行い、管理運営に反映させていきます。

イ 周辺施設との交流・連携

本公園の近隣に位置する [] の3拠点が連携し、各拠点のそれぞれの取組を通じて、山北地域の「自然・歴史」、「産業（森林・農業・工芸）」、「食」等を広く発信するプログラムづくりに取り組みます。



[] と連携し、地産地消を促進するとともに、利用者サービスの向上やフードロス削減に取り組みます。

・お土産お届けサービス（本公園のイベント参加者向け）

参加者がお土産リストにより注文し、イベント終了までに [] のスタッフが公園に届けるサービス

・お土産確保サービス（日常の公園利用者向け）

夕方には商品が売り切れてしまうことがあるため、利用者がリストによりお土産を予約しておき、帰りに店舗で購入できるサービス

●多様な施設と連携した相互の情報発信

山北町は、洒水の滝、道の駅山北、さくらの湯、中川温泉等の観光資源が豊富であり、観光情報等については、各施設はもとより、山北町や山北町観光協会等が積極的に発信し、地域活性化に取り組んでいます。

本公園が地域における新たな情報発信拠点であることを認識し、多様な施設と連携しながら情報収集体制を構築し、正確かつ新鮮な情報の発信に取り組んでいます。

（４）地域企業への業務委託等による迅速かつきめ細かいサービスの提供に向けた取組内容

地域の企業等は、その地域に精通していることで、迅速かつきめ細かい対応が期待できます。

当協会は、業務委託を行う場合には、今後も地域中小企業等への発注を優先的に行っていきます。さらに、地域雇用の確保、社会的ニーズへの対応といった観点から、地元非常利団体等とも継続的に業務委託することにより地域連携を図ります。

⇒関連：計画書2

<令和7年度の実施内容>

- ・各地域団体等との共同事業の実施、実現に向けた調整に取り組む
- ・企業や学校等の活動の場としての働き掛け
- ・地域のサークル・グループ、ボランティアの活動の受入体制の準備
- ・地域の中小企業等への発注に取り組む

計画書 12「人的な能力、執行体制」

(1) 指定期間を通じて効果的・効率的に指定管理業務を行うための人員配置等の状況

ア 人員配置の考え方

現地公園には、公園管理運営方針を理解し、土木事務所・地元自治体・関係団体・利用者等に対し施設管理者としての確に対応できる人材を現地責任者として配置し、その下に園長の代行者である副園長をはじめ業務に応じた公園管理実務経験者など、必要十分な人員を配置します。また、地域団体や協力団体などとのパートナーシップのもと、直営管理を基本とし安全・安心で快適な管理運営を行います。

当協会本部は、公園管理運営に係る企画・統括部門及び現地業務支援部門を担い、多様化する公園管理業務を踏まえ、事故防止・安全対策、コンプライアンス、SDGs や「ともに生きる社会かながわ憲章」など県施策への対応、広域的な広報や交通対策、企業・団体等とのアライアンスなどに取り組み、現地公園と本部が一体となって公園管理運営の品質向上に取り組みます。また、外部指導員（グリーンサポート）制度や他公園職員・本部職員による業務点検等により、さらなる安全・品質確保に努めます。

現地公園（公園管理事務所）の業務分担	協会本部の業務分担
・県土木事務所との連絡調整（年度協定、定期業務報告、モニタリング受検、許認可申請等） ・維持管理、安全管理 ・緊急時、災害時等の現地対応 ・利用案内、苦情・要望等対応 ・利用促進事業や地域連携事業の企画・実施 ・地域メディア等への広報、HP、SNS 等での情報発信 ・自主事業の運営 ・地元自治体、地域団体（商工、観光、福祉等）、関係団体との連携 等	・都市公園法、都市公園条例、指定管理者制度等に係る県（本庁）との対応窓口、基本協定 等 ・事業運営方針策定、諸規程整備 ・コンプライアンス、労働環境改善、事故不祥事防止、個人情報保護、情報公開、ハラスメント防止対策 ・職員採用、人材育成、研修の企画・実施 ・予算策定、予算執行、決算、監査 ・BCP、緊急時対応、緊急参集訓練の企画・実施 ・広域的な広報 ・事業企画（公益・収益）、他企業・団体との連携促進、交通・観光事業者との包括的な連携 ・情報セキュリティ対策

イ 現地職員の配置計画（現地責任者の責務、役割及び経歴、主要職員等の役割分担）

● 現地責任者の責務、役割及び経歴

園長は、行政での公物管理経験が豊富な人材を常勤で配置し、公園の総括責任者として公園管理運営及び地域との連携・協働に取り組みます。



●主要職員等の配置方針

管理運営業務に応じ（本公園の特性に応じ）以下のとおり [] を配置し、管理運営スタッフと一体となり多岐に亘る業務を遂行します。

ウ 特に都市公園管理運営の専門知識（関係資格の保有等）や経験を有している者の配置状況

本公園の管理運営方針である「より多くの人が集う 天空のアクティビティパーク」の実現に取り組むため、 []

します。

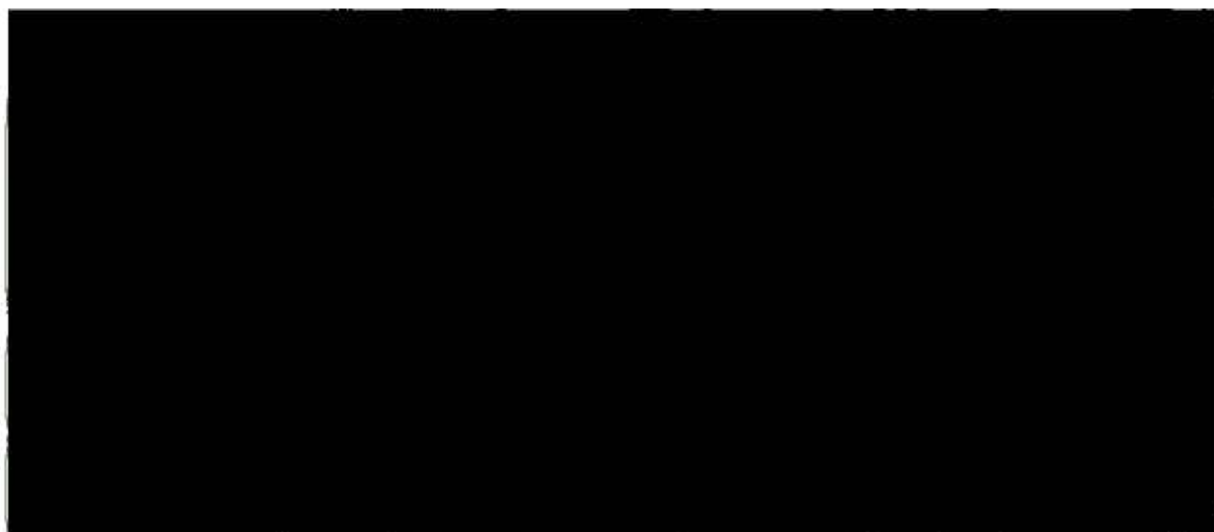
また、必要に応じ、 []

指導を行います。

エ 県、県出先事務所、指定管理者本部、指定管理者現地との連絡体制及び、関係機関における効果的、効率的な情報共有の考え方と仕組み

●連絡体制

本公園において、県、県西土木事務所、当協会本部等との連絡体制を以下のとおり構築し効果的、効率的な管理運営を行います。夜間等の緊急時には、緊急時連絡フロー図や緊急時対策連絡網などにより、24時間365日対応可能な連絡体制を整備しています。



●情報共有の考え方と仕組み

関係機関との情報共有には、状況に応じて、対面、書面、電話・メール・Web会議等を活用します。特に県西土木事務所や警察署・消防署とは、日常から対面による「顔の見える関係」を構築し、緊急時等に備えます。

（県、県西土木事務所）

- ・ 確実な連絡体制の整備や、普段から担当者間の報告・連絡・相談が円滑に行える環境整備
- ・ 月例報告等の提出時を定期的な情報共有の場として臨む
- ・ 制度面や他公園にも関連する事項については、指定管理者本部が県庁所管課とも調整を行う

(警察署、消防署)

- ・通報、相談等は速やかに正確な情報をもとに実施する
- ・防災訓練の調整等を通じて、普段から連絡・連携を密にする

(地域団体等：自治会、観光協会、ボランティア、学校、企業等)

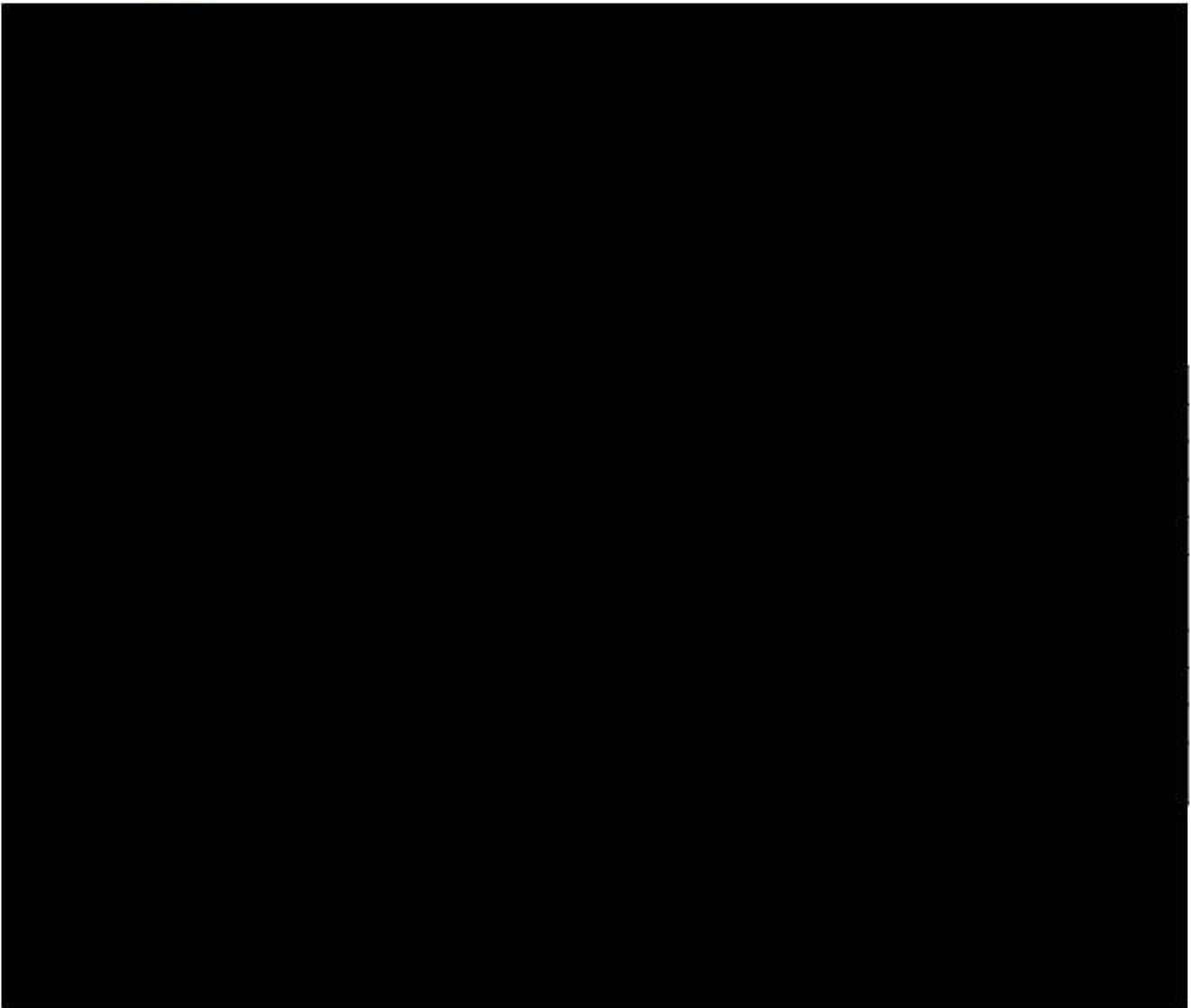
- ・イベント等の調整時や定例的な会合等の場で必要な情報共有を行う
- ・広報誌、ホームページ、SNS、掲示板等を活用した情報発信

(指定管理者内での取組)

- ・現地と本部の確実な連絡体制による情報共有（事件・事故等は全て速やかに理事長に報告するとともに全公園へ周知）
- ・原則毎月開催の全公園の責任者が参加する会議において情報共有、意見交換
- ・現地職員間では朝礼や月例会議での直接伝達や連絡ノートを活用した情報共有

<別表> 現地の職員配置計画

● 現地の組織図



(2) 業務の一部を委託する場合の管理・指導体制の状況

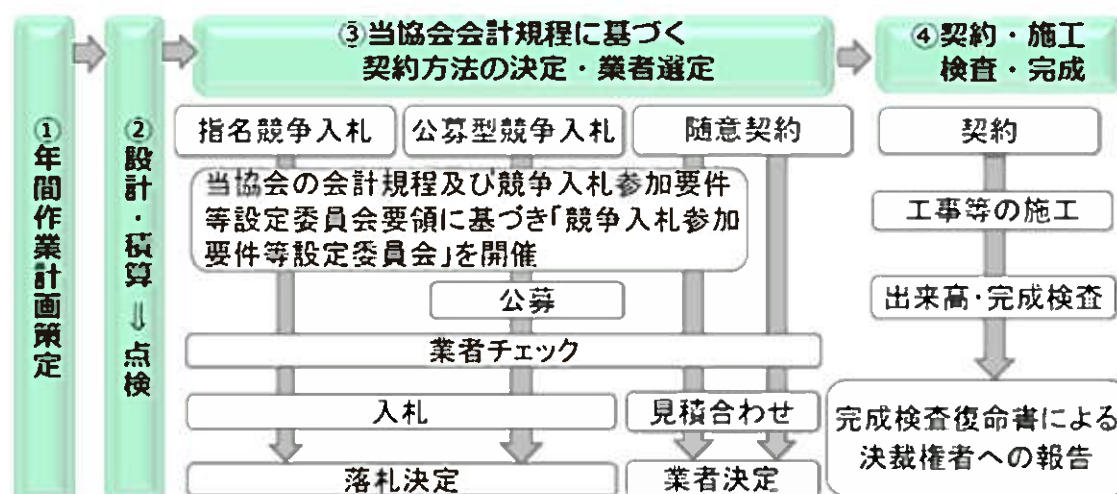
ア 委託業務の管理の考え方

委託業務を効率的・効果的に実施するため、年間発注計画による計画的な発注、品質

確保や透明性に配慮した業者選定、適切な進行管理に努めるとともに、諸規程やマニュアル等に基づき、監督職員による指示及び履行確認、検査員による出来高・完成検査を行います。

監督職員は、法令遵守、品質確保、安全管理体制、連絡体制、工期遵守、利用者対応等の視点から指導監督を行います。

また、高齢者就労団体等への委託では、高齢作業員の健康・安全対策を重視するほか、障がい者就労施設への委託では、丁寧な作業指導により安全で確実な業務管理を行います。



イ 指導監督の内容

委託業務の各段階で、以下の項目について点検、指導、監督を行います。

- ・業務計画書等に基づき、業務実施体制、工程管理、作業方法、安全管理体制を確認
- ・社会保険の納付、最低賃金の履行確認及び業務上知りえた内容の守秘義務契約確認
- ・業務実施時は、作業内容等の日報による確認や現地履行確認による指導監督
- ・園内通行証の発行、徐行運転の履行、バリケード等安全対策の徹底
- ・業務記録及び作業写真等は、当協会文書管理規程に基づき管理し必要に応じ県へ提示
- ・監督職員以外の検査員による履行確認、完成検査により、品質、出来栄を確認

ウ 本公園で重視する視点

種別	業務内容	指導監督項目	点検方法
・植物管理	・枝下し、枯損木処理	・周知看板等利用者への安全確保	・巡視、作業日報等
・施設管理	・設備、遊具の点検等	・適切な手法、点検漏れ防止	・業務報告書、現地確認
・清掃管理	・廃棄物処理、搬出	・マニフェストによる確実な処理	・作業日報、書類確認

※本公園の委託業務の考え方、内容等については、計画書2及び様式第3号に記載しています。

(3) 指定期間を通じて安定して指定管理業務を行うための日々の OJT や研修等の人材育成体制や職員採用の状況、チームワーク保持や労働時間短縮の取組、職場のハラスメント対策など適切な労働環境の確保に係る取組状況

当協会では、人材育成、就労意欲向上、計画的な職員採用、労働環境の確保に着実かつ

相互に連携させて取り組むことで指定管理者として安定的な管理運営を行う体制を構築しています。

ア 人材育成の考え方

様々な施設や自然環境、機能を有する県立都市公園の管理運営には、自然生態、植物管理、施設管理、安全管理、地域防災、利用促進、地域協働など、それぞれの専門知識や経験だけではなく、これらを総合的に活用して多様なニーズに合致したサービスを提供することが求められます。

当協会では、公園管理におけるプロフェッショナルとして常に質の高い公園管理運営を目指し、職責・職員毎にテーマを設定し、3つの手法により人材育成・能力開発を行うとともに、職員のやる気と潜在能力を引き出す仕組みを構築しています。

●職員ごとの育成テーマの設定

全職員共通	都市公園の情報、安全管理、接遇の向上、手話の取得、コップライズ、個人情報保護、救命救急、防犯・防災、労働安全衛生
現地責任者	マネジメント力の向上、利用促進ノウハウの向上、職員指導力の向上、労働安全衛生法規
内勤スタッフ	適正な受付・実務の能力、HP・SNS等の情報発信力向上
外勤スタッフ	安全管理、労働安全法規、機械操作能力向上、施設ごとの維持管理ノウハウ

●研修等による育成

OJT (職場指導)	- 豊富な公園管理経験を有する職員等社内リソースを活用した公園特性・管理ノウハウ・利用者対応等の細部の知識や技術を養成 - 他公園等の先進的な植物管理ノウハウを共有し知識・技術の向上 - 新規採用者への適切な職場指導 - 毎朝、朝礼時における作業内容、KYT、留意事項等について確認・周知
OFF-JT (研修)	(主に当協会職員による研修) 接遇、安全管理、植物管理、利用促進、事務処理等に係る研修 (主に外部講師等による研修)
SD (自己啓発)	等々の資格取得の費用補助 - 社外講習会、セミナー等への参加促進、先進事例視察 - 異業種、他組織との交流の場への積極的参加（見本市、展示会への参画、出展）等



●職員の「やる気」と「潜在能力」を引き出す仕組み

当協会では、職員の「やる気（向上心）」と「潜在能力」を引き出すため、業務実績向上に努めた職員を公平・平等に評価する「人事評価制度」や職員の模範となる取組、顕著な実績に対する「職員表彰制度」を導入しています。

これらの制度を適切に運用し、職員の達成感や満足度を高め、職員自らが更なる自己研鑽に取り組む意欲を高めます。

イ 職員の採用

指定管理業務を着実かつ安定的に遂行するために、業務に応じた職員を計画的かつ、原則として公募により採用するとともに、高齢者、障がい者の就労機会の拡大や意欲・能力を発揮できる環境の整備に努めています。

- ・**現地責任者**は、公園管理運営方針を理解し、公園利用者・県西土木事務所・地元自治体・関係団体への的確な対応ができる人材を常勤職員として採用
- ・**公園管理主任等の現地スタッフ**は、公園管理実務経験者等の専門知識・技能・資格を有する即戦力となる人材を**非常勤職員**として常に確保
- ・**パートタイム職員**は、公園への熱意、職務に必要な知識・技能等を有する人材で、地域の雇用促進や災害時の対応を考慮し、できるだけ地元にお住まいの方を採用

※非常勤職員、パートタイム職員等の有期雇用職員には、改正労働契約法に基づき、雇用期間が5年以上となる場合、職員の希望により無期労働契約に転換できる制度を整備・運用しています。

ウ 働きやすい労働環境の確保

当協会は、誰もがその能力を十分に発揮し、心身ともに健康でいきいきと働き続けることが重要であると考え、職員が働きやすい労働環境を整備し、ワーク・ライフ・バランスの実現に取り組んでいます。そのために労働安全衛生法をはじめ、働き方改革関連法等の法令を踏まえ必要な取組を行っています。新型コロナウイルス対策については計画書9（2）ア参照

（ア）労働時間の短縮、ワーク・ライフ・バランスの確保

●時間外労働の上限規制（45 時間／月、360 時間／年）の徹底

- ・適切な業務分担及び業務の効率化の推進
- ・週1回のノー残業デーの設定及び実施の徹底
- ・36協定の締結、一般事業主行動計画（ノー残業デー）の策定、所管労働局への届出・公表

●年次有給休暇の確実な取得

- ・年間最低5日間の年次有給休暇取得の義務化（10日以上付与職員対象）
- ・本部による取得状況の確認（四半期毎）及び取得促進の徹底
- ・一般事業主行動計画（年次有給休暇の取得目標）の策定、所管労働局への届出・公表

●労働時間の状況把握

- ・総括責任者による残業の事前命令の徹底と、厳格な時間管理
- ・本部による毎月の労働時間チェックと必要に応じた総括責任者への指導



夏季のスポーツドリンクの配布

（イ）職場のハラスメント対策

これまでも職場のハラスメント対策に取り組んできましたが、労働施策総合推進法の改正等を踏まえ、令和2年度から、パワーハラスメント等の防止対策を強化しています。

- ・「職員就業規程」、「コンプライアンスガイドライン」にハラスメントの禁止を明示
- ・「職場におけるハラスメントの防止に関する要綱」を制定し、ハラスメント防止に対する当協会の取組方針を明確にし、ハラスメント等の撲滅推進を強化
- ・ハラスメント防止に対するトップメッセージを発信し、全職場に掲示し、職員に周知徹底
- ・DVD等を活用し、すべての職場でハラスメント研修を実施
- ・ハラスメントに関する相談・通報窓口を協会本部に設置し、相談・通報への体制を整備

（ウ）チームワークの保持

- ・全職員が管理運営目標を共有し、能力を引き出せる業務分担
- ・日々の朝礼や月例会議等を活用した情報共有
- ・職員相互の協力体制を保持するための組織としての「心理的安全性※」確保

※心理的安全性 職場の上下関係や発言による（悲）影響を恐れずに、自分が良いと思ったこと感じたことを気兼ねなく発言できる環境

（エ）職員の心身の健康保持増進

●取組体制等

- ・県の「CHO構想推進事業所登録」事業への参加
- ・「マイME-BYOカルテ」の登録、利用

- ・定期健康診断の実施及び診断結果に応じた保健指導の利用促進
- ・健康保険委員（協会けんぽ）の設置による職員への健康に係る広報等の充実

●職場における対策

- ・執務環境の確認と継続的な改善（空気環境、温熱条件、視環境等）
- ・感染症予防対策の実施（インフルエンザ予防接種費用補助等）
- ・熱中症予防対策の実施（空調ファン付き作業着、スポーツドリンクの配布等）
- ・ハチ刺されによる重症化を防ぐ、ハチアレルギー抗体検査費用の補助
- ・受動喫煙防止対策の徹底

●メンタルヘルス対策

- ・専門機関によるストレスチェックの実施（年1回）及びカウンセリング等の体制整備
- ・ハラスメント防止や「心理的安全性」の確保による風通しのよい職場の実現

（オ）男女共同参画への対応

男女平等による職員公募、採用や意欲と能力のある女性職員の積極的登用に努めるとともに、出産、育児や介護を行う職員の仕事と家庭の両立が図られるよう様々な取組を進めています。

- ・女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」の策定、届出、厚生労働省の「女性の活躍推進企業データベース」に公表
- ・えるぼし認定（女性活躍推進法第9条の認定）の取得に向けた取組
- ・出産、育児や介護に係る休暇、休業取得及び短時間勤務職員の深夜勤務、時間外勤務の制限等を規定

（カ）高齢者雇用への対応

優秀な高齢者が有するスキルやノウハウを活かせるよう高齢者雇用に取り組んでいます。高年齢の職員が安心安全に働ける職場環境づくりや労働災害の予防の観点から、転倒防止、落下防止、熱中症予防、健康増進等、作業や職場環境の配慮事項を取組方針「エイジフレンドリーな職場環境を目指して」としてとりまとめ、職員に周知しています。

（キ）労働環境確保のその他の取組

- ・最低賃金の履行確保、社会保険への加入、労働契約書の交付等の遵守
- ・無期労働契約制度、福利厚生活動への補助、ボランティア休暇制度の整備
- ・有期雇用職員への公正な待遇の確保（年次有給休暇、予防接種費用補助、福利厚生活動、研修等）

（ク）労働条件審査

- ・令和2年度、公共サービス質向上のため社会保険労務士による「労働条件審査」受審
- ・審査結果（5段階評価）：法令評価「4」（最高「5」）
労働環境モニタリング「A」（最高「A」）
法令評価の中で改善が求められた労働時間管理における始業・就業時刻の明確化については、規定等の改正を行うなど既に措置済みです。

<令和7年度の実施内容>

- ・計画に示す経歴等での人員配置、有資格者（資格、人数）の配置
- ・連絡体制、情報共有の仕組みの活用
- ・委託業務の適切な管理
- ・各取組の実施による人材育成や労働環境の確保

（１）指定管理業務を実施するために必要な団体等の企業倫理・諸規程の整備、施設設備の維持管理に関する法規や労働関係法規などの法令遵守の徹底に向けた取組の状況（労働条件審査の実施予定など施設職員に係る労働条件の確認の有無を含む）

ア 基本的な考え方

当協会は、公益財団法人としての社会的信頼性の維持、業務の公正性を確保するため、すべての役職員に法令及び協会の諸規程の遵守を徹底するとともに、常に社会規範や社会的責任を念頭に置いて業務を執行することで、公益目的を達成し、社会に貢献できるよう取り組んでいます。

行政庁等による検査・監査の受検、理事・監事及び評議員による執行状況の監督、「コンプライアンス要綱」に基づくコンプライアンス委員会や内部通報制度による厳重なチェック体制を整備するとともに、「コンプライアンスガイドライン」では具体的な行動指針を示し、役職員一人ひとりの意識向上に努めています。特に、個人情報保護やソーシャルメディア利用、ハラスメント防止対策については個別に規程を定め、役職員への教育・研修や「事故・不祥事防止会議」等を通じて周知徹底を図っています。

イ 諸規程の整備状況

別添のとおり、諸規程類（組織、経理、給与、就業、個人情報保護、情報公開、文書管理等の規程及び労働環境確保のための方針等）を整備しています。

ウ 施設整備の維持管理に関する法規や労働関係法規などの法令遵守

●法令遵守の徹底に向けた取組

コンプライアンス要綱等に基づくチェック体制の整備や「コンプライアンスガイドライン」の実践、教育・研修による周知徹底を図るとともに、業務執行状況について内部検査指導要領に基づく検査を実施しています。

また、指定管理業務に係る県、外部有識者によるモニタリング、県監査委員監査を万全な態勢で受検するとともに、公益法人認定法に基づく立入検査、第三セクター等指導調整指針に基づく「自立した第三セクターのチェック」の機会も活用し正確な情報により適正な法人運営に努めます。

●施設整備の維持管理に関する法規

公園施設の安全確保や利用者が快適に過ごせる場を提供するためには、都市公園関係法令はもとより、設備点検に関する法律や衛生環境の確保に関する法律、消防法など各種法令を熟知しておく必要があります。研修や講習会の受講、資格取得等を通じて各種法令への理解を深めるとともに、法令に基づく点検や業務報告を確実に実施し、安全な公園管理運営を図ります。

本公園で実施する 法定点検
浄化槽点検
受水槽点検

●労働関係法規

労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法、労働契約法等に基づき、就業に関する規程を整備しており、これらを適切に運用し安全で快適な労働環境を確保します。

エ 指定管理業務を行う上で必要な取組

- 労働条件審査の受審（令和2年度に社会保険労務士による労働条件審査を受審）
 - ・審査結果：法令評価「4」（最高「5」の5段階評価）
労働環境モニタリング「A」（最高「A」の5段階評価）
法令評価の中で改善が求められた労働時間管理における始業・就業時刻の明確化については、規定等の改正を行うなど既に措置済みです。
- 反社会的勢力の排除（「神奈川県暴力団排除条例」の遵守）
 - ・当協会の「コンプライアンスガイドライン」において、反社会的勢力との一切の関わりを禁止するとともに、本公園に「不当要求防止責任者」を配置
 - ・委託業者の選定にあたり「県の競争入札参加資格者名簿」を活用し不良不適格業者を排除
- 守秘義務
 - ・指定管理業務を通じて知りえた情報の守秘義務（退職後も含む）について「コンプライアンスガイドライン」に定め、研修等での指導を徹底
 - ・業務の一部を第三者に委託する場合は、守秘義務について契約書等に記載し遵守を徹底
- 文書の管理・保存、情報公開、各種報告書等の提出・公開
 - ・取得・作成した文書は「県文書管理規程」に基づいて定めた「文書管理規程」により管理・保存
 - ・県の指定管理者のモデル規程に即して整備した「情報公開規程」に基づき対応
 - ・各種報告書等を適正に作成・提出期限内に提出し、県指定の報告書等はホームページ上で公表
- 管理口座・区分経理
 - ・管理口座及び会計処理について、指定管理業務と他の業務を区分して管理
- 保険の付保
 - ・施設賠償責任保険・施設災害補償保険（1事故当たり4億円（適用回数は無制限））及びイベント保険等に参加

（2）指定管理業務を行う際の環境への配慮の状況

持続可能な社会を公園から：「2030年までに誰ひとり取り残さない持続可能な社会を目指す」SDGsでは、経済、社会、環境の三側面の調和が重要とされており、この認識も踏まえて環境分野の目標達成に向けて取り組みます。

ア 環境負荷軽減の具体的取組 4つの環境目標

低炭素社会への貢献 再生可能エネルギーの導入促進：再エネ電力の積極的活用 環境負荷軽減の取組：樹林地の適正管理、パークセンター等の省エネ、アイドリングストップ呼びかけ	生物多様性保全 生態系に配慮した管理：草地、樹林地等環境に応じた管理（刈残し、繁殖期への配慮） 希少種保護：モニタリング、採集禁止、生息環境維持 外来種防除：ペット等の放野防止、駆除活動
循環型社会への貢献 ゼロエミッション：植物発生材の園内活用、イベント等のプラゴミ抑制、ごみゼロアクセス グリーン購入：管理物品調達におけるグリーン購入促進	普及啓発の促進 環境学習イベント：観察会、学校団体受入れ 市民団体との連携：活動の場提供と活動支援 職員の意識向上：内部研修、「環境マネジメントシステム」によるPDCA

イ 環境目標達成におけるポイント

●グリーン購入の推進

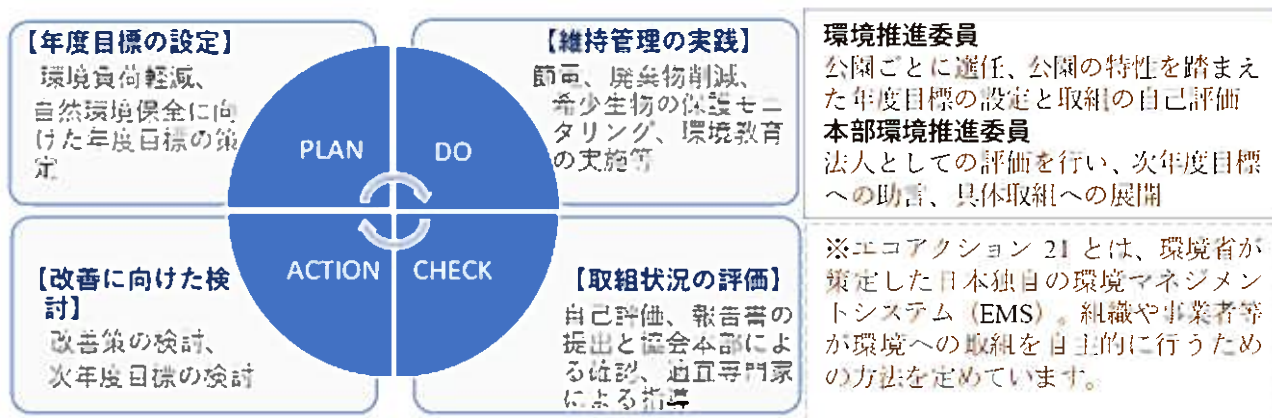
- ・「神奈川県グリーン購入基本方針」に即し、当協会が定めた「神奈川県公園協会グリーン購入に関する方針」に基づきグリーン購入に取り組みます。
- ・具体的な購入品：トイレトペーパー・コピー用紙・文具等

●再生可能エネルギーの導入促進

- ・エネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づき、温室効果ガスの削減に取り組むとともに、エネルギー使用量を測定記録し年1回県に報告
- ・再生可能エネルギーの使用率が高い電力会社の導入を積極的に促進

ウ 環境マネジメントシステムによる実効性の担保

「エコアクション 21[※]」を参考として独自に構築した環境マネジメントシステムにより、行動目標を定め、総合的な環境マネジメントを推進し環境負荷の軽減と自然環境保全の普及啓発を図っています。取組はPDCAサイクルにより継続的に向上を図ります。



エ 本公園での具体的な取組

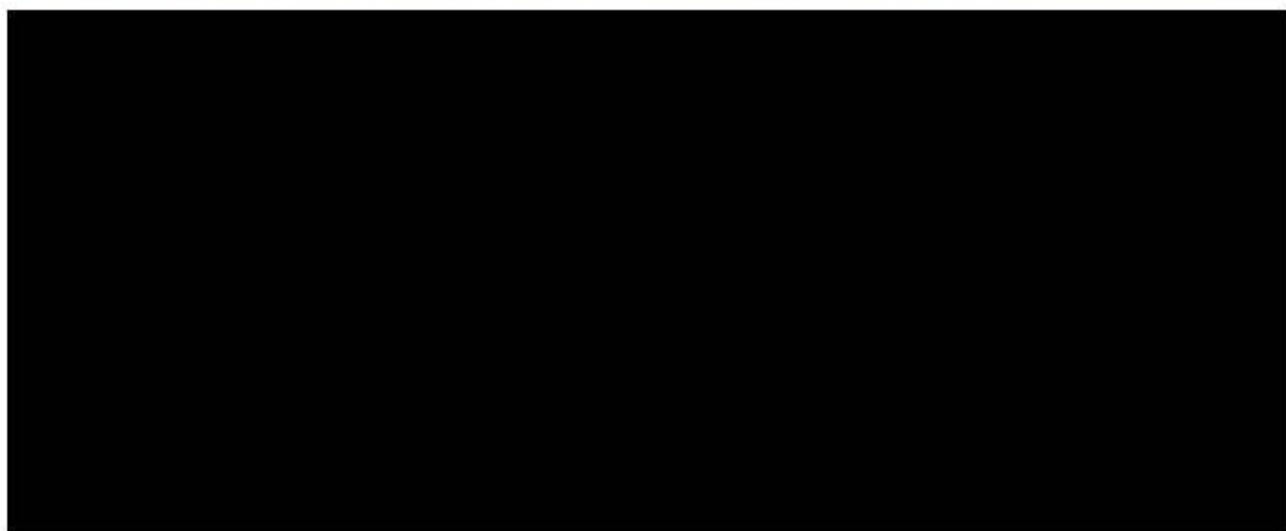
●環境負荷軽減の取組

- ・園内発生材の活用（思いやりベンチの制作、XXXXXXXXXXと連携したマルチング材等に活用）
- ・利用者へのエコドライブ等の呼びかけ、節水ポスターの掲示等

●自然環境の保全に配慮した管理運営と環境教育の取組

- ・樹林地の適正管理、希少種を残す植物管理
- ・ヤマビル・ダニ対策、シカ等野生動物による植生被害等の観察・可能な対策
- ・自然観察会の実施、SNS やホームページを活用した自然情報の発信

（３）障害者雇用促進法の法定雇用率の達成状況等、障害者雇用促進の考え方と実績



イ 障害者雇用促進の考え方と実績

● 障がい者への就労機会提供の取組

当協会は、障がい者の就労を支援するため、指定管理業務や公益事業を通じて様々な取組を進めています。

- ・ 指定管理業務における植物管理の一部を [] に委託
- ・ 障がい者雇用に繋げるため [] 職場体験を受入
- ・ 障がい者を雇用する企業が生産した花苗の公園への植栽や地域緑化団体への配布
- ・ 福祉作業所等が作成した菓子やグッズを販売する場を提供
- ・ 当協会は、障害者雇用率3%以上の要件を満たしているため、「かながわ障害者雇用ハート企業」として県が公表

● 障がい者雇用を行う企業等への積極的な業務発注

当協会は、障害者就労施設、障害者雇用企業等への積極的な業務発注を推進するため、「障害者就労施設等からの物品等の調達に関する方針」を定め、毎年度「実績」を超える「調達目標」を設定し、その達成を図っています。調達方針・実績を当協会のホームページで公表しています。

また、当協会は長年 [] に相模原公園の植物管理業務を委託していることから、令和2年度神奈川県工賃向上支援事業「発注に貢献した企業」として表彰されました。

【近年の発注状況】

年度	調達目標	調達実績	主な調達内容
令和元年度	8,500,000 円	8,783,936 円	植物管理委託、清掃業務委託、防災備蓄品購入等
令和2年度	9,000,000 円	8,222,302 円	植物管理委託、清掃業務委託、防災備蓄品購入等
令和3年度	8,500,000 円	9,311,033 円	植物管理委託、清掃業務委託、防災備蓄品購入等
令和4年度	9,500,000 円	9,411,813 円	植物管理委託、清掃業務委託、防災備蓄品購入等
令和5年度	9,500,000 円	10,206,006 円	植物管理委託、清掃業務委託、防災備蓄品購入等

当協会の指定管理期間における調達目標：指定管理期間中に 10,000 千円／年

本公園においても、園内に植栽する花苗において、障害者就労施設等への積極的な業務発注に取り組みます。

次期指定管理期間における調達目標：指定管理期間中に 100 千円／年

(4) 障害者差別解消法に基づく合理的配慮など、「ともに生きる社会かながわ憲章」の主旨を踏まえた取組

ア 取組の考え方

障害者差別解消法及び「ともに生きる社会かながわ憲章」の制定主旨を踏まえ、合理的配慮の提供や広報啓発・研修等に取り組んでいます。

また、障がいのある方とご家族、介助者等が利用しやすい環境整備を促進するとともに、障がい者と障がい者以外の利用者が交流する機会を提供することで相互理解を促進し、インクルーシブな利用環境の確保に努めます。さらに、各公園における指定管理業務でのイベント等を通じて障がい者支援、障がい者理解の普及啓発に関する取組を進めます。

イ 職員に対する研修



ウ 合理的配慮の提供の具体的な取組

県等が実施する施設のバリアフリー化等の環境の整備を基礎として、様々な障がいに応じて個別に合理的配慮を提供し、社会的障壁の除去に努めます。

物理的環境への配慮 (障がいに応じた利用への配慮)	意思疎通の配慮 (障がいに応じた意思疎通への配慮)
・パークセンターでの車いす等の貸出 ・車いす利用者の目線を意識した展示作成 ・触ったり香りを嗅いだりできる展示作成 ・起伏のある公園での送迎等のサービスや車両の乗り入れ対応	・積極的な声掛けによる利用案内、障がいの状況に応じたゆっくり丁寧な会話 ・バリアフリーマップの作成・配布、ピクトグラムを設置 ・県ウェブアクセシビリティ方針に準じたホームページの作成・運用 ・パンフレット等の読み上げ可能な電子データによる提供 ・県の「色使いのガイドライン」に則った園内掲示物や配布物の作成 ・職員による窓口対応 ・「耳マーク」の掲示による聴覚障がいの方への筆談などの配慮 ・コミュニケーションボードやタブレット端末等の設置 ・ホームページ等への「ほじょ犬マーク」の表示（補助犬の施設利用の促進） ・障がいのある方の家族、介助者等コミュニケーションを支援する方への丁寧な対応

エ イベント等への参加促進

当協会では、障がいのある方を対象としたイベントや障がいの有無に関わらず、ともに楽しめるイベント（ユニバーサルカヌー体験、ユニバーサルデー、ボッチャ体験等）の開催実績があります。

オ 公園利用者等への普及啓発

県との共同による「ともに生きるかながわ憲章」の巡回パネル展の開催や、普及啓発ポスターの掲示を行いました。今後は、SDGsの「誰一人取り残さない」という理念も併せて障がいのある方への適切な配慮について普及啓発を図ります。

(5) 神奈川県手話言語条例への対応（団体等の取組について）

聴覚障がい者の方の安心安全な公園の利用環境を確保するために、意思疎通、情報取得のための重要な手段である手話を使いやすい環境づくりに努めます。

ア 具体的な取組

●普及体制

当協会本部に、

職員の指導を行います。

●職員への教育、研修



●利用環境の向上

- ・ 職員による窓口案内
- ・ コミュニケーションツール（コミュニケーションボード、タブレット端末）設置（再掲）
- ・ 電話以外の問い合わせツール（ホームページ、メール、SNS、FAX）の用意
- ・ 必要に応じたイベント等における手話通訳者の配置

（６）社会貢献活動等、CSR の考え方と実績、SDGs（持続可能な開発目標 目標９（イノベーション）、１１（都市）、１５（陸上資源））への取組

ア 社会貢献活動等、CSR の考え方と実績

●考え方

当協会では、CSR を「社会貢献活動」はもとより、「公益法人としての設置目的、コンプライアンス強化をベースに、事業運営を通じて地域社会への貢献、環境への配慮を行い、地域の活性化に繋げていくこと」と幅広く捉えています。このことは持続可能な社会を目指す SDGs の理念とも繋がるため、その取組に積極的にコミットしています。この目標を達成するため、公園管理運営事業や公益事業において幅広い活動を行っており、引き続き、本公園の管理運営において、社会貢献活動等、CSR に取り組みます。

●取組実績

公園管理運営事業等を通じた取組	公益事業等としての社会貢献
・ 地元企業への発注・物品調達、地域雇用、地元観光協会との連携、地域活性化イベント等による経済の地域循環 ・ 公園緑地に関する大学等の研究、教育の場の提供、幼稚園、学校等の校外学習への協力 ・ 企業の CSR 活動の支援 ・ フォトコンテスト等による県立公園全体の PR、自然環境の保全等の普及啓発 ・ グリーンアーカイブスでの公園緑地関係資料の保存・整理・閲覧 ・ 公園・緑地に携わる官民の関係者を対象に「都市公園における公民連携のあり方」講演会開催	・ 自治会、市民団体等の緑化活動を促進するため、公募による活動団体への花苗配布を実施（福祉施設が生産した花苗を調達し配布） ・ 県内の幼稚園、保育園に職員等を派遣し、野菜の栽培管理・指導等を通じた食育の普及啓発を実施 ・ で「親子で学ぶ SDGs 入門」出張講座を開催 ・ 学校等への講師派遣による自然環境の保全等に関する普及啓発を実施 ・ に参画し、市街地の緑化活動の一環として神奈川県庁にハンギングバスケットを展示 ・ 地域と連携した公園周辺道路等の清掃活動「ゴミゼロアクセス」を実施 ・ 遊休農地を借り上げ、県内の学校、商業施設等の緑化活動に活用される苗木を生産 ・ 東日本大震災、熊本地震被災地への寄付活動の促進（を通じた寄附）



「公民連携のあり方」講演会の開催



県庁でのハンギングバスケットの展示

イ SDGs（持続可能な開発目標 目標9（イノベーション）、11（都市）、15（陸上資源））への取組

当協会では、2017年12月のエコプロ2017への出展を契機に、いち早く公園の管理運営とSDGsの親和性に着目し、段階的に様々な取組を進めてきました。

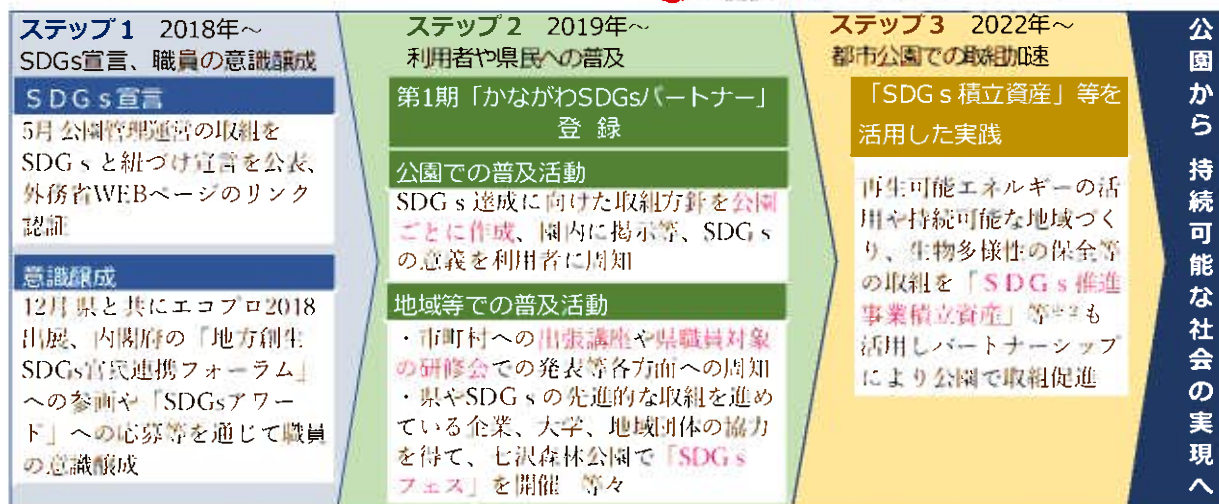
※1 東京ビッグサイトで開催される環境配慮サービス等に関する展示会



当協会のSDGs推進モデル「公園の都市インフラ機能」を「パートナーシップ」により強化し課題解決に取り組む



外務省 HP リンクを承認されたジャパンロゴマーク



※2 当協会が公園の管理運営でのSDGs推進に取り組むため、2017年度～2021年度に積み立て、2022年度以降の活動に充てる資金。SDGs推進事業積立資産（積立金46,350千円）は事業展開に、SDGs推進資金取組積立資産（13,300千円）は機器類の購入に充当

●本公園での主な取組

		災害時の公園のポテンシャルの向上 ：大規模災害等を想定した防災機能向上、樹林地の維持管理による災害防止と軽減 再生可能エネルギーの積極的な活用 ：再生可能エネルギーを活用した電力確保の促進、発生材の園内活用
		誰もが安全安心に楽しめる公園管理 ：障がい者、子育て世代、高齢者、外国人等への対応、地域と連携した事故防止のための取組 防災機能の確保 ：食料や水などの防災備蓄品を充実、日頃から防災設備の点検、整備を徹底
		生物多様性に配慮した維持管理 ：希少動植物の保護、外来種防除、公園の環境特性に合わせた生態系保全 環境教育の推進 ：観察会等の開催、市民団体等との連携・活動活性化 資源循環型の維持管理 ：発生材のチップ化、堆肥の生産・活用
		森林を活かした健康プログラムの提供 ：森林セラピーコースの設定、森林セラピー体験会の開催
		地域連携の強化 ：自治会、NPO、西丹沢ビジターセンター、観光協会、福祉施設等の地域団体との連携イベントの開催、地域製品の普及啓発 地域の情報発信による活性化 ：山北町や地域の関係機関と連携した広域的な広報の実施、SNS ツールを用いた情報発信

<令和7年度の実施内容>

・各取組の適切な実施（園内発生材の活用・資源循環型の維持管理、森林セラピーの実施に向けた調整・協力に取り組む）

計画書 14「事故・不祥事への対応、個人情報保護」

(1) 募集開始の日から起算して過去3年間の重大な事故または不祥事の有無ならびに重大な事故等があった場合の対応状況及び再発防止策構築状況

ア 募集開始の日から起算して過去3年間に重大な事故または不祥事の有無

無し

イ 事故等があった場合の再発防止策構築状況

事故等があった場合は、次のとおり迅速、的確に対応し、再発防止の徹底を図ります。

- ・当協会の XXXXXXXXXX に基づき、本公園に「事故防止対策会議」を設置し、事故原因の究明、事故防止対策の検討を行い、本部に報告するとともに全職員に周知
- ・重要な事故等については、当協会の XXXXXXXXXX に基づき、本部に「事故対策委員会」を設置し、事故等にかかる対応策、原因の究明、再発防止、職員に対する事故等の防止の啓発等について協議
- ・当協会の役員、全ての所属長が出席する「事故・不祥事防止会議」において周知・共有
- ・事故・不祥事等が発生した場合は「事故・不祥事等に関する報告書」により、速やかに県に報告（指定期間開始までに連絡網を県に報告）

(2) 個人情報保護についての方針・体制、職員に対する教育・研修体制及び個人情報の取扱いの状況

ア 個人情報保護のための方針・体制

当協会では、公園利用者からの信頼を得るためには、利用者等の個人情報を適切に管理することが必要不可欠であるとの認識のもと、「個人情報保護方針」を公表し、公益財団法人神奈川県公園協会個人情報保護規程（以下「個人情報保護規程」という。）をはじめ諸規程を整備し、個人情報の適正な保護に取り組んでいます。

神奈川県公園協会個人情報保護方針（抜粋）

1. 法令・規範の遵守
 - ・個人情報の保護に関する法律及び協会個人情報保護規程などの法令・規範を遵守する。
2. 個人情報の適正な管理及び研修
 - ・職員から個人情報管理者を指名するとともに、公園ごとに個人情報責任者・取扱従事者を置き、必要かつ適正な措置を講ずる。
 - ・すべての職員に個人情報の取扱いについて研修を行う。
3. 個人情報の利用目的の範囲内での取得
 - ・個人情報の取得に当たっては利用目的を明らかにし、本人同意のもと必要な範囲で取得し、取得した個人情報は利用目的の達成に必要な範囲を超えた利用は行わない。
4. 個人情報の安全管理
 - ・取得した個人情報は、漏洩、滅失または毀損の防止など安全管理に必要なかつ適正な措置を講ずる。
5. 個人情報の第三者への提供
 - ・取得した個人情報の第三者への提供は、利用目的に従った範囲内で適正に行い、本

人の承諾を得た場合及び法令による場合を除き個人情報を第三者に提供しない。

6. 個人データの開示及び消去等

- ・保有する個人データについて、本人から開示、訂正、利用停止等の申し出があった場合は適正に対応し、保有の必要性がなくなった個人データは速やかに消去・廃棄する。

7. 相談窓口の設置

●個人情報保護のための組織体制

当協会では、「個人情報保護規程」に定められた内容の実効性を確保するため、事務局長を個人情報管理者に指名し、協会が保有する個人情報に関する規定等の整備や研修の実施など必要な措置を講ずることとしています。

また、公園で管理する個人情報を適正に管理するため、園長を業務にかかる個人情報取扱責任者として、公園職員のうち実際に個人情報を取り扱う職員を個人情報取扱従事者に指定することにより、個人情報の管理責任を明確化し、個人情報保護に取り組んでいます。

【当協会における個人情報保護に関する組織体制】

理事長 — 事務局長（個人情報管理者：個人情報の規定の整備、研修の実施、

└ 個人データの取扱状況の点検・監査）

└ 個人情報取扱責任者（園長を公園における取扱責任者として指定）

└ 個人情報取扱従事者（公園職員のうち個人情報を取り扱う者を指定）

※個人情報の取扱いに関する相談窓口を総務企画課に設置

●個人情報保護のための諸規程の整備

当協会では、個人情報の保護に関する法律及び指定管理者と県が締結する基本協定に基づき、個人情報保護規程を定め、さらに同規程第9条（個人データの適正管理）を受け作成した「協会が保有する個人情報の扱いに関するガイドライン」において具体的な取扱事項を定めるなど、個人情報保護に関する諸規程を整備しています。

マイナンバー制度にかかる役職員及び外部講師等の特定個人情報については、「特定個人情報の適正な取扱いに関する要綱」を定め、指定された職員が専用機器においてデータ管理を行うなど、厳重に管理しています。

個人情報に関する規程

- ・個人情報保護方針
- ・公益財団法人神奈川県公園協会個人情報保護規程
- ・協会が保有する個人情報の扱いに関するガイドライン
- ・特定個人情報の適正な取扱いに関する要綱
- ・ソーシャルメディアの利用に関するガイドライン

なお、当協会ホームページにおいて、個人情報保護方針、個人情報保護規程、特定個人情報の適正な取扱いに関する要綱を公表しています。

イ 職員に対する教育・研修体制

ウ 個人情報の取扱いの状況

● 厳格な取扱いの徹底

- ・ 個人情報等の情報管理に関するチェックリスト等に基づき、厳格な管理を行います。
- ・ 個人情報に係る資料、個人データの漏洩、盗難防止のため、金庫、鍵付き書庫等で厳重に管理
- ・ 不要となった個人情報については、紙媒体はシュレッダー、電子媒体は外部メディアの物理的破壊等による復元不可能な状態での確実な削除・廃棄
- ・ イベントの写真撮影時等における個人が特定されないよう配慮の徹底
- ・ 特定個人情報を扱う機器の特定及び作業場所の限定の徹底

● 個人情報の漏えいが発生した場合の対応

- ・ 公園で個人情報の漏えいが発生した場合、速やかに個人情報管理者に報告し、個人情報管理者は対象となる方々や関係機関に報告し、二次漏えいの防止措置を講じます。
- ・ また、速やかに再発防止策を検討し必要な対策を講じます。

● 電子データの取扱いに関するセキュリティ強化

- ・ 不用パソコン、サーバー等の廃棄処理時における「協会が保有する個人情報の扱いに関するガイドライン」に基づき、内蔵ハードディスクの物理的破壊による確実なデータ消去
- ・ 廃棄物業者に委託する場合、職員立ち合いのもと専用機器を用いたハードディスクの物理的破壊及びデータ復元不可能状態の確認の徹底。マニフェストに基づく産廃処理の確認
- ・ 県主催「サイバーセキュリティセミナー」の受講や、専門業者への日常的な相談等による積極的な最新セキュリティ対策の情報収集
- ・ ウイルス感染や不正アクセス等に備え、被害拡大防止と速やかな復旧を図るため「対応マニュアル」や体制整備
- ・ 第三者の専門機関による情報システムの安全性の確認履行済み

● ソーシャルメディア利用での対応

情報発信にあたりソーシャルメディアの重要性が増すなか、拡散性、双方向性等の特性から個人情報保護への配慮について必要な取組を進めています。

- ・ 当協会「ソーシャルメディアの利用に関するガイドライン」に基づく個人情報の適切な取り扱い
- ・ 当協会がソーシャルメディア上に個人情報を書き込む場合は事前の本人同意を徹底
- ・ 投稿者（当協会以外）が投稿者自身以外の個人情報を書き込んだ場合、協会の権限の範囲内において他人の個人情報記載を控える旨の注意喚起や投稿を削除

● 情報公開への対応

文書等の情報公開の申し出があった場合は、当協会の「情報公開規程」の定めにより、公開の申出に係る文書等に、特定の個人が峻別され、若しくは峻別され得るもの又は特定の個人を峻別することができないが、公開することにより、個人の権利利益を害する恐れのあるものは、公開しないこととしています。